

2023年度(2024年度実施) 『看護系大学に関する実態調査』

■自由記載一覧

1. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況 <調査票項目No. 6>
 - 1) 表6. 卒業生・修了生の就職・進学状況 (Q16)
2. 教員の研究活動および社会貢献について <調査票項目No. 7>
 - 1) 表7-1. 研究費の取得状況 (Q17)
3. 教員および学生の評価について <調査票項目No. 9>
 - 1) 表9-4. GPA制度の活用について (Q20-D)
4. 看護関連の研修事業と附属施設について <調査票項目No. 10>
 - 1) 表10-1. 看護関連の研修事業の有無 (Q21)
 - 2) 表10-4. 附属施設の財政基盤について (Q22-C)
 - 3) 表10-5. 附属施設の活動内容について (Q22-D)
5. 国際交流の状況について <調査票項目No. 11>
 - 1) 表11-8. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援の有無 (Q23-H)
6. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて <調査票項目No. 12>
 - 1) 表12-3. 発生したハラスメント事例について (Q24-C)
7. 学修支援などについて <調査票項目No. 13>
 - 1) 表13-3. 大学入学前教育の対象者 (Q25-C)
 - 2) 表13-4. 大学入学前教育の学習形態 (Q25-D)
 - 3) 表13-6. 大学入学前教育の費用負担 (Q25-F)
8. 大学と実習施設等の教育連携について <調査票項目No. 14>
 - 1) 表14-1. 実習施設の研修等における組織としての支援状況 (Q26-B)
 - 2) 表14-2. 実習施設等と大学間における人事交流の制度や取り組み (Q26-D)
 - 3) 表14-3. 実習施設との共同研究や合同研修等の制度や取り組み (Q26-F)
 - 4) 表14-4. 実習施設の看護部等に対する臨床教授制度の導入状況 (Q26-H)
 - 5) 表14-5. 臨地実習における課題や問題の有無 (Q26-I)
 - 6) 表14-6. 臨地実習における課題や問題の内容について (Q26-I)
9. 保健師、助産師および養護教諭の教育課程について <調査票項目No. 15>
 - 1) 表15-4. 保健師課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-C)
 - 2) 表15-8. 助産師課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-F)
 - 3) 表15-12. 養護教諭一種教育課程の実習における課題や問題の内容について (Q27-I)
10. 大学、大学院の教育運営経費等について <調査票項目No. 16>
 - 1) 表16-6. 看護系の学部・学科、大学院の学内研究費 (Q30)
11. 看護師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 17>
 - 1) 表17-6. 看護学実習における学生への補助の有無 (Q31-C)
 - 2) 表17-11. 在宅看護学実習における学生への補助の有無 (Q31-F)
12. 保健師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 18>
 - 1) 表18-6. 保健師養成実習における学生への補助の有無 (Q32-C)
13. 助産師養成のための実習経費等について <調査票項目No. 19>
 - 1) 表19-6. 助産師養成実習における学生への補助の有無 (Q33-C)
14. 養護教諭一種養成のための実習経費等について <調査票項目No. 20>
 - 1) 表20-6. 養護教諭一種養成実習における学生への補助の有無 (Q34-C)
15. 本調査に関するご意見、ご要望について (Q36) <調査票項目No. 22>

Q16. 看護系の学部・学科、大学院の卒業・修了生の就職または進学状況を教えてください。〔各数値回答〕

その他内容	
1	就職準備中
2	国家試験(看護師)不合格
3	就職準備中
4	【学部卒業生】: 国家試験不合格者(3名)、他大学(他学部)受験のため、予備校へ行く(1名)【修士修了生】: 研究生(1名)
5	国家試験不合格により内定取消。求職中となった。
6	2名就職準備中
7	進学準備(大学院進学のため勉強)
8	就職先検討中・未定
9	博士後期課程 育児: 1名
10	①学部(就職活動中3人、帰国1人)、②修士(就職活動中2人)、③博士(就職活動中1人)
11	修士(不明3) 博士(不明4)
12	就職準備
13	看護師国家試験不合格者
14	就職しない/非常勤で複数場所で勤務し地域づくりの活動/編入試験
15	令和6年5月から海外留学
16	「上記の進路以外」と入力の上修了している。2名とも留学生のため、帰国後就職活動予定。
17	国家試験浪人中
18	養護教諭特別別科1名 国家試験不合格者3名
19	進学先未定者、就職活動継続中
20	進路調査未回答
21	学部卒業生2名は進学者で助産師課程か保健師課程か不明、修士修了生1名は次年度以降に就職活動予定の者。
22	・看護師国家試験再受験1人(学部) ・未定1人(博士)
23	2024年3月31日時点で就職しない
24	未就職者
25	未就職
26	●●●講師登録1、活動中2
27	病気療養のため
28	1名は国家試験不合格のため就職しない、1名は就職活動を行わない。
29	未定
30	進路不明
31	教員採用試験受験準備(養護教諭)3名、国試不合格のため再受験準備1名
32	①就職希望無1名 ②病気療養中1名、就職活動中1名
33	学部生1名: 国家試験不合格につき就職内定取り消し 修士修了生1名: 進路未決定
34	進路未定、アルバイト
35	未就業
36	看護師資格不合格のため家居
37	進路未定
38	国家試験不合格者3名、就職先未決定者1名、情報提供に同意しなかった者1名
39	他大学助産学専攻科
40	学部 在家庭3 博士 未定2
41	未定
42	就職先未定
43	就職準備中の者2名
44	進学・就職なし
45	国家試験不合格のため内定取消
46	未定
47	学部生(未定) 博士後期課程修了生(無職)
48	■学部卒業生: ワーキングホリデー(1)、卒業後も就職活動を続ける(1)、就職希望なし(1) ■修士修了生: 就職希望なし(2)
49	就職・進学を希望しない。
50	進路未定者1名
51	就職準備のため就職しない
52	未定、専業主婦
53	在家庭
54	就職準備中の者
55	国家試験再挑戦
56	資格取得準備中(就職をしない)
57	進学準備、次年度国家試験受験準備、専門学校へ進学
58	就職準備中 意思なし
59	看護職以外に就職
60	看護師国家試験準備7名、助産師学校受験準備1名、養護教諭採用準備1名、就職予定なし1名
61	就職も進学もしない
62	国家試験に専念する者、就職も進学も希望しない
63	国家試験不合格
64	起業予定、公務員試験受験予定、家業、派遣・アルバイト、未定、未回答 等
65	修士修了生: 就職・進学しない者、就職・進学先が不明の者
66	無職: 1名
67	就職準備中
68	大学院進学準備中(学部卒業生)、未定(修士修了生・博士修了生)

Q16. 看護系の学部・学科、大学院の卒業・修了生の就職または進学状況を教えてください。〔各数値回答〕

その他内容	
69	国試不合格により就職予定病院の内定取り消し5名、就職活動中1名
70	国家試験不合格のため就職しない
71	学部:看護系以外の一般企業に就職・・・2名、海外留学予定・・・2名、進路未定・・・4名 修士:看護系以外の一般企業に就職・・・3名、進路未定・・・2名、博士:進路未定・・・1名
72	就業しない。アルバイト等
73	就職希望なし、次年度の国家試験に集中するため
74	未定
75	進学のため再受験
76	看護師国家試験を再受験
77	就職を希望しない
78	進学準備のため
79	進学準備等
80	養護教諭として就職者1名:上記就職者の学校(教諭)欄に記載すべきか判断に困ったため、その他に記載実施。看護師不合格者3名(次年度合格目指す)、進路未定者1名
81	学部生:国家試験不合格に伴う内定取り消し 2名、進路未定者 1名
82	国試浪人6名、メンタル不調1名
83	修了後は入学前から所属の施設に引き続き勤務
84	学部:進学準備、結婚予定、就職しない、国試不合格 修士:育児・介護
85	未回答
86	国家試験不合格 2名 就職活動をしていない 1名
87	非就職
88	国家試験準備
89	国家試験不合格、一時労働者。
90	就職準備中
91	就職活動継続中 等
92	国家試験不合格のため、2024年度再受験予定
93	国家試験不合格、就職の意思なし(翌年度の就活希望者)、未定
94	就職しない。国家試験に注力。
95	未就業者
96	アルバイト勤務(週4日以上)
97	未進学・未就職
98	国試不合格による進路希望なし×4名
99	次年度の国家試験に向け資格取得に専念
100	就職しなかった、国家試験不合格
101	一時的な仕事に就いた者:2人、卒業時に就職を希望しなかった者:1人
102	就職を希望しなかったため。開業準備のため。
103	未就職・未進学
104	国試不合格
105	未就職
106	看護師国家試験不合格のため、看護助手採用
107	国家試験勉強・就職活動中
108	就職希望なし
109	国家試験にむけて準備中
110	就職希望なし
111	就職希望なし。
112	養護教諭特別別科
113	就職・進学先未定
114	未定
115	芸能活動1名、看護師国家試験不合格者2名
116	進学希望
117	就職準備17
118	1名:聴講生として在学、1名:家族の看護に従事
119	求職者、個人事業主、国試不合格者
120	1名は看護助手として働きながら、次年度の国家試験にチャレンジ 1名は家事手伝い
121	看護師国家試験不合格のため、就職・進学せず
122	アルバイト
123	講師登録(養護教諭)
124	臨時労働者等
125	修士修了生1名一般社団法人代表
126	就職意思なし
127	アルバイト、専門学校(国家試験対策)
128	国家試験不合格のため就職せず。
129	国家試験不合格8人、育児1人、不明1人
130	国家試験不合格者
131	就職準備中1名
132	就職・進学の意志なし
133	国家試験不合格による内定取消
134	健康上の問題で進路不明
135	国家試験不合格のため、聴講生となり資格取得に専念
136	来年の看護師国家試験受験に向けて勉強に励む

Q16. 看護系の学部・学科、大学院の卒業・修了生の就職または進学状況を教えてください。〔各数値回答〕

その他内容	
137	国家試験未受験、家事手伝い
138	未就職者、未進学者
139	①学部卒業生のうち、2人が未就職
140	就職しない(国家試験不合格)
141	就職活動中の者
142	介護のため、就職しない者が1名
143	アルバイト5人、不明1人
144	看護師国家試験不合格
145	予備校へ通う アルバイト
146	未内定で卒業
147	進学浪人1人、就職を希望しない者1人
148	体調不良のため就職しない。国家試験勉強に専念。
149	講師登録2名、採用試験準備(公務員)1名、国家試験準備1名
150	受験勉強(国試)に専念 上記(就職)以外の活動
151	・「美容外科」就職の学生を、「企業」に計上。 ・「●●市病院局」就職の学生を、「保健所・市町村・健診センター」に計上。 ・大学助産課程進学で、1年後病院就職に内定している学生は、「進学者・助産師課程」に計上。
152	看護師国家試験不合格7名未就業、2名家事手伝い
153	国家試験不合格者 10名、不明 3名
154	看護師国家試験再受験8人
155	【学部】進路不明 【修士】社会人のまま修了したため
156	1名:パート助手として病院勤務 2名:進路不明
157	就職・進学のどちらにも当てはまらない者
158	国試不合格のため内定取り消し。次年度の国試の勉強に専念。
159	留学および国家試験不合格による就職辞退者
160	学部卒業生:2名未定(看護師国家試験不合格者)、1名芸能活動 博士後期課程修了生:1名未定
161	就職も進学もしていない学生
162	就職も進学もしていない
163	就職希望なし
164	国家試験受験準備
165	国家試験不合格のため、就職していない。
166	未就職、未進学の為
167	アルバイト等
168	当該年度での就職希望なし(国家試験対策に専念するため)
169	卒業後速やかな就職は希望しない
170	就職しない、家事手伝い、アルバイト

Q20. 2023年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の取り組みについて伺います。
D. GPA制度は何に活用していますか。〔当てはまるものすべてに○〕

7その他FA

1	保健師課程の選考 助産師課程の選考
2	学生自身による履修状況の客観的把握 卒業研究配属決定時の参考資料 海外留学指導
3	成績優秀者の選考
4	保健師課程の配属, 学生表彰
5	卒業検定
6	優秀者の表彰
7	公衆衛生看護学コースの履修者選抜
8	表彰者の選考
9	学部生が大学院授業科目を早期履修する際の基準として、GPA値を設定している
10	学部長表彰の選考、授業料免除の判定
11	・2年次後期に行われる、公衆衛生看護専攻科目履修生(保健師課程)の選抜 ・在学中の学業成績が優秀であり、模範となる学生に与えられる「●●●●賞」の選考。
12	特別待遇学生(特待生)の選出に活用している。(成績及び人物優秀である学生に対して授業料の半額を免除する制度)
13	成績評価
14	授業料減免及び国の修学資金支援制度の選考
15	学生表彰
16	・コース分け ・保健師課程選抜の参考資料の1つとして使用する。
17	学生各自での自己確認
18	就職特別推薦(本学指定推薦)への希望者超過時の選考
19	授業料免除の選考
20	授業料減免の選考
21	保健師課程の選抜および学生表彰者の選考基準として活用
22	学生表彰(成績優秀者)
23	実践研究の配置
24	学生に自分の成績の位置を示す。
25	就職、進学の見込み
26	保健師課程履修者選考
27	保健師選抜試験の出願要件
28	学生の表彰制度
29	卒業・進級についての判定材料としている。 成績低迷者及び保証人との面談基準として使用している。
30	保健師、教職課程の選考
31	保健師国家試験受験資格課程出願者の選抜条件 ・養護教諭一種教育課程の必修科目「養護実習」を行うための履修条件 ・学業優秀賞の選考
32	保健師課程及び助産師課程における選抜試験時の参考
33	「養護実習」履修許可基準
34	成績優秀者表彰
35	特待生の選考、マイポートフォリオ、退学勧告
36	推選(就職)の選考
37	卒業時代表・表彰学生の選考、保健師コース・助産師コースの選抜
38	成績優秀者の表彰、授業料減免のための一基準
39	助産師国家試験受験資格関連科目受講生の選考審査
40	・保健師教育課程・養護教諭1種免許教職課程における選考 ・就職試験時の病院推薦者選考
41	卒業生表彰の学長賞の選考
42	保健師コース履修の要件
43	褒賞学生の選考、退学勧告
44	退学勧告
45	履修単位の上限緩和、保健師課程・助産師課程選択考査
46	保健師教育課程専攻学生の選抜要件
47	成績優秀者判定、修学指導、授業科目履修者に求められる成績水準の設定、退学の勧告及び教育・運営に係る検討
48	保健師教育課程選抜試験
49	特待生の選考、保健師課程の学内選考
50	保健師コース選抜試験
51	退学勧告、CAP緩和、副専攻履修許可
52	特別課程履修の選考
53	助産学専攻科内部進学希望者の選考参考資料 保健師課程履修者選抜における参考資料
54	保健師課程の選抜
55	助産師専攻科の特推, 教職, 保健師課程の選考
56	保健師選択履修生の選抜試験
57	保健師選択コース、助産師選択コースの選抜試験
58	保健師課程、助産師課程の選抜
59	保健師課程希望者の選抜、養護教諭課程の履修継続条件、日本私立看護系大学協会の会長表彰者の選定などに活用
60	教育課程(保健師)の選抜
61	保健師の選考
62	卒業時の勉学表彰者選考
63	卒業判定、学生表彰
64	各種表彰、保健師課程・助産師課程の選考

Q20. 2023年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の取り組みについて伺います。
D. GPA制度は何に活用していますか。〔当てはまるものすべてに○〕

7その他FA

65	卒業判定、保健師・助産師課程選考
66	保健師教育課程選考基準
67	特待生の選考
68	保健師選抜試験
69	養護教諭課程履修者選抜基準・保健師課程履修者選抜基準
70	保健師・助産師・看護グローバル専攻選抜要件
71	公衆衛生看護学(保健師)履修生の選考基準として活用
72	保健師・助産師課程の選抜試験出願対象者の選考。履修上限単位緩和対象者選出。
73	退学勧告
74	学生顕彰の際の参考
75	注意警告、退学勧告の基準に活用。
76	保健師・助産師養成課程の選考要件
77	保健師課程の選抜
78	保健師養成課程の選抜
79	保健師課程選抜の選考基準
80	保健師・助産師国家試験受験資格取得学生の選考
81	選択科目履修者選考の際の一要素として
82	保健師課程履修者の選抜試験
83	学生表彰の選考
84	実習のグループ分け、表彰者決定
85	保健師課程(選抜制)の選考に係る参考資料
86	保健師課程履修学生の選考における出願要件
87	卒業時の成績優秀者表彰
88	保健師コース20名選抜時に使用
89	保健師課程履修者(20名)の選考
90	海外研修の受講
91	保健師コース及び養護教諭一種免許取得コースの選考時に参考としている。
92	保健師コース選抜
93	スカラシップ選定時における補助資料として使用している。
94	国家試験対策
95	卒業要件
96	保健師コースの選考
97	履修要件

Q21. 貴大学には、看護関連の研修事業がありますか。[いくつでも○]

その他

1	看看連携セミナー、外国人患者対応能力向上に向けたワークショップ
2	看護実践セミナー、看護教育セミナー、看護研究セミナー
3	特定行為研修
4	全国の看護系大学教員対象のFD 全国の病院等施設における看護管理者対象のSD
5	特定行為研修(eラーニングによる講義、集合型の演習・実習)
6	特定行為研修
7	医療スタッフ研修センター ①在宅医療推進のための看護師育成事業 ②看護師特定行為研修
8	特定行為研修
9	放射線看護セミナー、放射線看護ベーシックトレーニング
10	●●市より委託を受けて訪問看護師養成研修を実施している。訪問看護師への就職促進と共に、在宅での看取り力を向上させるための研修から成る。
11	特定行為研修(区分別、パッケージ)
12	特定行為研修
13	特定行為研修
14	特定行為研修、看護領域における実践力や研究力の向上のための各種研修
15	医学部附属病院の特定行為研修
16	短期研修(概ね1日)、特定行為研修
17	認定看護師・専門看護師・認定看護管理者など看護職向け研修
18	認定看護管理者教育課程について、認定機関である●●県看護協会と協定を結び、運営に協力している。また、認定看護師養成課程(クリティカルケア)について、実施機関である●●市立市民病院と協定を結び、運営に協力している。
19	リカレント教育事業
20	●●県新人看護職員研修
21	看護教員継続教育研修会
22	特定行為研修、実習施設の実習指導者への研修会
23	看護実践研究指導事業
24	・臨地実習指導に携わる看護師のための支援研修 ・看護研究支援研修・看護分野別講座・看護倫理ベーシック研修 ・特定行為研修
25	看護師特定行為研修課程
26	①●●県●●間地域等訪問看護師育成講座②新任及び中堅保健師研修会③喀痰研修会④がんプロフェッショナル養成プランによるリカレント支援事業 ④専門職者のキャリアサポート教育事業⑤血管病調整看護師育成研修会⑥入退院支援事業 ⑦専門職者のキャリアサポート
27	看護師リカレント教育プログラム、看護専門職講座
28	卒業生対象「シヤトル研修」、卒業生インストラクターによる在校生対象「卒業前スキルアップトレーニング」
29	看護師特定行為研修
30	特定行為研修
31	専門看護師教育課程
32	論文投稿に関する研修会
33	特定行為研修
34	看護師特定行為研修
35	看護DXリカレント教育:●●テレナース育成プログラム 看護人材育成:支援事業
36	県受託事業による人材育成
37	看護職者向けリカレント教育
38	特定行為研修(認定看護師教育課程に含まれる)
39	看護学科主催のセミナー、臨床指導者との情報交換会、臨床の依頼に応じた研修会講師等
40	看護研究方法論講座
41	看護師特定行為研修
42	看護職向け公開講座、実習指導者講習会講師の派遣
43	①看護師特定行為研修センター ②地域ケア実践開発事業 地域ケアスキル・トレーニングプログラム
44	学則附置研究所(●●●●アカデミア看護学研究センター)主催による研修会を実施している
45	看護師特定行為研修、高度実践看護師教育課程。
46	●●●●研究センター
47	高度実践看護師教育課程
48	女性医療人キャリア形成センター
49	臨地実習指導者研修会を予定していましたが中止となりました
50	エンドオブライフケア研究会:本学大学院担当教員・研究科生と●●市民病院看護師で構成されている。活動内容としては、日本●●●●学会にてポスター発表とシンポジウム企画運営を行った。
51	実習指導者への短期研修
52	看護師特定行為研修課程
53	看護師特定行為研修
54	看護研究の研修会
55	特定行為研修
56	シミュレーション教育者育成プログラム 看護シミュレーション教育スキルアップセミナー
57	喀痰吸引等研修 喀痰吸引等研修実施のための指導者養成講習
58	看護師特定行為研修
59	在宅ケア研究所
60	特定行為研修
61	リカレント教育に関する事業

Q21. 貴大学には、看護関連の研修事業がありますか。[いくつでも○]

その他

62	教員FD(年2回)
63	実習施設の実習指導者への研修会
64	キャリアアップ講座
65	実習先病院の臨床指導者研修会の中で、本学教員が講義・実習を行っている。
66	FD研修会
67	看護師特定行為研修
68	日本私立看護系大学協会の会員校であり、その他外部の各研修に随時参加している。
69	看護研究セミナー、看護実践に役立つ研修会
70	実習教育会議 実習調整会議
71	履修証明プログラム
72	周辺地域の病院・訪問看護ステーション・福祉施設等の医療現場で活躍する臨床看護師が地域医療に更に貢献できるスキルアップを目的とした講習会
73	特定行為教育課程
74	特定行為に係る看護師の研修制度
75	リカレントスクール
76	公開講座
77	講演会
78	「看護キャリア教育研究センター」において実施

Q22. 貴大学における、看護関連の附属施設・研究機関について伺います。
C. 財政基盤について [いくつでも○]

その他	
1	研修の自己収入、寄付金
2	附属病院の予算
3	自己収入(受講生からの授業料)
4	セミナー受講料収入
5	自治体の受託事業
6	受託事業の委託費や補助金
7	受講料(特定行為研修)
8	感染管理認定看護師教育課程の授業料等
9	研修受講料(授業料)等
10	自治体の補助金
11	特定行為研修受講生からの受講料で特定行為研修の運営に関わる経費はまかなっているが、教員の人件費や大学施設に関わる経費は大学の予算内でまかなっている。
12	受講料での収入
13	寄附、見学料、研修費収入
14	在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション●●の運営
15	系列医療法人

Q22. 貴大学における、看護関連の附属施設・研究機関について伺います。
D. 活動内容について [いくつでも○]

その他

1	看護学生・看護師・看護教員を対象とした研修・セミナー開催、キャリア相談、学生の就職活動支援、看護学科教員と看護部看護職の教育人事交流、地域の訪問看護ステーションとの連携セミナー及び教育人事交流、事業の成果と課題を検証するための調査研究
2	IPF教育、情報発信
3	●●市より委託を受けて、訪問看護師養成研修会を実施
4	研究指導
5	子育て支援事業など
6	「看護科学研究」の発行
7	福祉施設等のリーダー育成研修(感染予防)
8	看護職への研究支援、卒業者・修了者への就業・キャリア支援
9	活動報告書・リーフレット配布等の広報活動、行政との協働事業、ボランティア活動
10	●●市子育て支援事業
11	受託研究、公開講座(専門職向け)、知的財産、地域からの協力依頼、その他研究推進、地域貢献関連活動
12	看護師特定行為研修
13	特定行為研修
14	自治体連携、感染管理認定看護師教育課程
15	自治体からの受託事業
16	学生消防団活動
17	認定看護師教育課程、認定看護管理者教育課程
18	認定看護師教育課程
19	医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書(指示)によって、特定行為を実施することができる看護師の養成
20	特定行為研修の運営
21	他大学教育での活用
22	潜在看護師のためのリカレント研修
23	教材の企画開発、看護セミナー開催、論文集発行、リカレント教育

Q23. 2023年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の国際交流の状況について伺います。
H. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援※の有無とその内容を教えてください。

	学生受け入れFA	学生派遣FA	教員受け入れFA	教員派遣FA
1		1件あたり10万円		
2	奨学金、宿舍	奨学金	補助金	補助金
3	生活費支援(対象は、一部の大学からの留学生のみ)	国際交流委員会で部分的に補助		留学等支援制度
4		・OSSMAサービスクの半額 ・健康診断書類の英語転記費用として、最大2,000円		
5	滞在施設の貸与。 助成金を活用した奨学金の支給。	助成金を活用した旅費、奨学金等の支給。	滞在施設の貸与。 助成金を活用した旅費等の支給。	助成金を活用した旅費等の支給。
6	大学間または学部間学術交流協定を締結し、学生交流の覚書のある英語圏(英・米・加・豪)の大学に在籍する学生に、奨学金を支援する。	長期で留学する学生に、留学先機関における授業料相当額(学費・登録料)、奨学金、往復渡航費、保険料等の経費を支援する。修士課程レベルでは、University College ●●●●で学ぶ学生に、●●●●への渡航費、滞在費、授業料等を支援する。	大学の外国人研究者宿泊施設有り(有料)	年に1~2回程度、若手教員・女性教員が海外へ研修に行く際の渡航費・滞在費等を支援する事業有り
7	奨学金	奨学金		
8	22-Q36へ記載	22-Q36へ記載	・学術交流協定大学からの招へい者へ●●大学との教育・研究活動を行うものに旅費を支援する助成事業を行っている。	・若手中堅者教員へ海外研究者と共同研究を行うものに旅費を支援する助成事業を行っている。 ・本学教職員へ学術交流協定大学との教育・研究活動を行うものに旅費を支援する助成事業を行っている。
9	●●大学フレンドシップ奨学金(主に協定に基づく留学生:8万円/月 3ヵ月、5ヵ月、11ヶ月コース)	保健学学生支援会、若業会(同窓会)、●●大学基金(単位取得を伴う短期留学支援(学部・大学院):6万円、協定に基づく中・長期交換留学等留学支援(大学院):6ヵ月以下50万円、6ヵ月超100万円、協定に基づく中・長期交換留学等渡航支援(学部・大学院):地域により5~25万円)	戦略的パートナーシップ大学等との研究者ネットワーク形成推進プログラム(若手教員を主体とし、国立●●大学または●●大学校の研究者を相手方とする交流計画(受入):最大70万円)	国際学会派遣支援(若手研究者、女性研究者又は外国人研究者で国際学会等(オンライン参加を除く)で論文発表を行う者/ 国外開催学会35万円(上限)・国内開催学会10万円(上限)) 国際的リサーチ・研修プログラム(若手研究者が自ら提案する海外研修計画に対する支援 ①海外研修計画の遂行に必要な経費支援(支援総額:600万円、支援期間:採択後3カ年度)、②研究者スキルの習得や研究者交流の機会提供(支援期間:採択後5カ年度、JST Researcher 実施機関が行う教員育成プログラムへの参加機会の提供等) 戦略的パートナーシップ大学等との研究者ネットワーク形成推進プログラム(若手教員を主体とし、国立●●大学または●●大学校の研究者を相手方とする交流計画(派遣):最大70万円)
10		学生の海外派遣支援として、主に院生に海外学会参加の旅費を支援。		
11	●●大学基金	●●大学学生海外派遣支援事業奨励金、●●大学基金による「留学(派遣)経費補助事業」による奨励金、●●大学大学院生海外研究活動等奨励金		●●大学海外派遣プログラム運営支援金
12			【●●大学外国人研究員】1月以上1年以内で常勤の研究員を雇用し、給与、赴任及び帰国旅費を支給し、上限額を設けて住居費を補助する。 【●●大学招へい外国人研究者】1月以上1年以内で招聘し、上限額を設けて住居費を補助する。	【●●大学若手教員長期海外派遣制度】派遣される年度末時点の年齢が40歳未満の常勤教員を対象に、6月以上、海外の教育研究機関等へ派遣し、上限額を設けて支援する。
13		国際交流部会、学生後援会および同窓会から一部補助あり		
14	国際交流会館(外国人用寄宿舎)を希望者に提供		ゲストハウスを希望者に提供	
15	●●県内での就職を考えている私費留学生に、インターンシップの機会および奨学金を提供している	交換留学や海外研修等に参加する本学学生に対して奨学金を支給している		外国の大学、研究所等への派遣される若手教員を対象に、旅費を支給している
16		全学共通で在籍課程において1度、学科等からの申請、審査により国別に定められた金額の援助がある。		
17	宿舍	●●サポート(渡航費、プログラム受講料)、大学院学生等の海外渡航支援プログラム		海外渡航支援プログラム(渡航費・活動費等)
18	学費免除(条件等あり)、宿舍の提供	留学等海外へ渡航する学生を対象とした支援制度	宿舍の提供	
19	●●大学外国人留学生特別奨学金制度(●●大フェローシップ)奨学金月額:20万円、授業料免除なし	●●大学海外派遣奨学事業 奨学金月額6~10万円		
20	留学生用の宿舍提供、本学学生に対する民間財団からの奨学金制度への推薦等	・コロナ禍で渡航機会の大半が奪われた学生に対して海外渡航を後押しするため、各学科が提供する海外派遣プログラムに参加する学部学生及び海外留学する大学院生を対象に一定額の資金援助 ・大学独自の奨学金制度「学部学生海外研修奨励賞」「大学院学生研究奨励賞」を提供		
21		海外学会参加旅費支援	宿舍提供(受入期間、身分等の諸条件あり)	旅費支援
22	入学料免除、授業料免除、●●大学ゆめ奨学金			
23		●●大学卓越大学院プログラム(CBoG)		
24	要件を満たした者には、授業料免除の制度がある。また、留学生用宿舍を案内できるよう居室を確保している。大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程の学生のうち選考基準を満たした者には、国際交流奨学金として一人当たり月額10万円を支給(2023年度は実績なし)	行き先に応じて一人当たり2~5万円を支給(2023年度は実績なし)		
25		「●●大学医学部保健学科国際交流支援金(海外留学)」 渡航費として、10万円を限度に支給する。		
26	●●大学受入留学生等支援金、国際交流会館	●●大学学生海外派遣支援金、●●大学医学部奨励金、●●大学後援会補助金	国際交流会館	引率経費補助、海外旅費
27	留学生宿舍・授業料免除			
28	協定に基づき、短期交換留学生へ学内宿泊施設を提供	協定に基づく短期交換プログラムにおいて、申請者に対し、派遣先地域・派遣期間に応じた助成金を支給	協定に基づき、年間の交流人数内で学内宿泊施設を提供	
29	●●大学私費外国人留学生奨学金 募集期間 6月 学部学生、大学院生 45,000円(月額) 支給期間 1年間(4月から翌年3月まで) 応募資格 在留資格が「留学」である学部学生、大学院生	●●大学海外留学支援制度へはばたこう! ●●から世界へ~ 【対象】在学生(大学院生含む)【金額】50,000~150,000円【支援時期:申請時点	大学管理の宿舍を定額で提供、日用品の提供	保健学科海外渡航者旅費援助事業
30		大学独自の奨学金		
31	本学卒業生の寄付を財源として、グローバル人材育成や学生の国際交流支援を目的とした本学独自の奨学金制度を整備しており、交換留学生として受け入れている外国人留学生への支援を行っている。	本学卒業生の寄付を財源として、グローバル人材育成や学生の国際交流支援を目的とした本学独自の奨学金制度を整備しており、交換留学生として受け入れている外国人留学生への支援を行っている。	外国人研究者用の宿舍に入居可能。また、間接経費を活用した学内の競争的研究資金である「戦略的研究推進経費」から旅費の支出が可能。	間接経費を活用した学内の競争的研究資金である「戦略的研究推進経費」から旅費の支出が可能。
32		学部奨学金による補助		
33				海外学術・国際交流助成金を設けて、学術・国際交流に係る旅費等の助成を行っている。
34		学内に海外留学等を想定した基金を創設し、費用の支援に充当している。		
35				渡航費、滞在費、現地通信費等の支給
36	要件を満たす者へ奨学金を支給(月額8万円)	要件を満たす者へ奨励金を支給(地域別3~10万円)		
37	●●医学大学からの短期交換留学生に対し、本学と宿泊先間の交通費を助成	●●医学大学に派遣する短期交換留学生に対し、1人当たり25,000円を助成		
38	韓国の大学(看護学部)との学生交流プログラムにおける航空券代、保険費用の提供、また学部生が個人で短期海外研修に行く際の航空券代や宿泊費等の支援。	韓国の大学(看護学部)との学生交流プログラムにおける航空券代、保険費用の提供、また学部生が個人で短期海外研修に行く際の航空券代や宿泊費等の支援。		海外研修時の渡航費、滞在費等の提供

Q23. 2023年度における貴大学の看護系の学部・学科、大学院の国際交流の状況について伺います。
H. 海外からの学生・教員の受け入れ、海外への学生・教員の派遣における大学独自の経済的支援※の有無とその内容を教えてください。

	学生受け入れFA	学生派遣FA	教員受け入れFA	教員派遣FA
88	●●大学私費外国人留学生授業料減免規程に基づき、本学に在籍する私費外国人留学生の授業料の一部を減免する制度がある。			
89				学科予算
90	渡航費、宿泊費	渡航費、宿泊費		
91	宿泊費用	宿泊費用一部補助	引率教員宿泊費用	旅費・交通費
92	滞在費の一部(宿泊費、研修費等)を支援		滞在費の一部(宿泊費、研修費等)を支援	旅費、滞在宿泊費、研修費を支援
93	外国人留学生に対する授業料ならびに入学金減免	海外研修参加学生に対する助成金	国際交流事業制度による助成金	教員短期留学制度による奨学金
94	MOUに基づく支援	奨学金あり		
95	受入期間の宿泊費、昼食代、交通費を全額負担	旅費の一部補助		派遣に係る経費負担
96	ホームステイ先、食事の提供	寮、食事の提供		
97		アジア、オセアニアに研修等で渡航した場合は30,000円までの渡航費の補助 ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカ、アフリカに研修等で渡航した場合は50,000円までの渡航費の補助		
98		助成金(奨学金)2万円支給※協定校短期留学		
99	外国人留学生学内奨学金制度や外国人留学生授業料減免を設けている。	学生の海外留学研修の促進の一環として補助金を支給している。		
100	学費免除、宿泊費用免除	渡航費、奨学金		渡航費、奨学金(上限100万円)
101	(協定により)一部協定校に宿舎を提供	後援会より補助金を支給		海外研修引率の教員に滞在中の旅費交通費を支給
102	大学の国際交流センター管轄による授業経費がある(留学生の施設見学費用など)	大学の国際交流センター管轄による授業経費がある(留学生の施設見学費用など)		
103		短期海外留学の補助金		
104		留学に係る費用の一部を補助		
105	「私費外国人留学生の授業料減免規程」により授業料等の減免制度がある。	「看護栄養学部海外研修給付奨学金支給に関する要領」により費用を給付する制度がある。		
106	宿舎の提供	渡航費の一部を奨学金として給付	宿舎の提供	
107		特定の入学試験で合格・入学し、かつ入学後一定の成績を満たす学生に対し、海外研修費用の一部または全額を給付している(金額上限あり)		
108		渡航費に対する一部補助		
109	国際交流会館、留学生会館。			
110				在外研究員制度
111				学生の短期研修の際に関して
112				奨学金
113	保護者の収入による	旅費の支援		
114		留学期間に応じた語学留学奨学金制度(1年間:30万円、半年:20万円、1ヵ月:15万円)		
115	研修にかかる諸経費は、受け入れ側の大学負担			出張扱いとして、交通費・宿泊費・日当等諸経費を全額大学負担
116	学費免除(授業料一部免除)			
117				教員の短期海外派遣費用については大学の特別研究費で負担する
118		海外短期留学奨学金を給付している		奨学金として2年間支給している
119	奨学金、学費免除	奨学金		
120	外国人留学生に対し、入学金の半額を免除			
121	交換留学協定による受入交換留学生生活援助費(奨学金)など	海外留学奨励費(奨学金)各種篤志家奨学金など		
122		学部から選抜された学生への助成金を拠出		
123	協定を締結している大学の学生に対し、宿泊施設を無償で提供する。			
124		研修費の一部負担(旅費・宿泊費)		研修費の一部負担(旅費・宿泊費)
125	授業料減免制度、各種奨学金制度	奨学金支給、参加費一部補助		教育職員研修制度(研修費、往復渡航費、施設使用料支給)
126	奨学金など	奨学金など	滞在費など	宿舎など
127	●●大学私費外国人留学生授業料減免規程に基づき、本学に在籍する私費外国人留学生の授業料の一部を減免する制度がある。			
128		海外研修に学生が参加する際に一人5万円を上限に補助する。		海外研修に参加する際教員からの申請があれば補助する。
129	宿泊については本学のゲストルームを提供している。本学入学の学生については、学生寮に入寮することになっている。		宿泊については本学のゲストルームを提供している。	
130	外国人留学生に対して授業料等を免除する制度(資格要件を満たす者に限る)がある。 (「外国人留学生授業料等減免規定」を適用)	学科独自の学生短期海外研修については、旅費及び滞在費の一部を補助	研究に要する経費、滞在費及び旅費の全額又は一部を支給 (「客員研究員受入規程」を適用)	旅費及び滞在費の一部を補助(「海外研修員規程」を適用)
131	国際交流協定校からの受入学生については、授業料を免除する制度がある	国際交流協定校への派遣学生については、授業料を免除する制度がある	国際交流協定校からの受け入れについては、宿泊費、食事2食、宿舎から大学までの交通費を免除する制度がある(3ヶ月未満の場合)	国際交流協定校への派遣については、宿泊費、食事2食、宿舎から大学までの交通費を免除する制度がある(3ヶ月未満の場合)
132		宿泊、交通費を一部負担し、研修費は大学負担。		教員はホテル、交通費、連絡費用等大学より支出。
133		一部の研修に対して、プログラム料を補助		
134	●●奨学金	●●奨学金		
135	外国人留学生に対する奨学金(学費減免)、留学生寮の提供	奨学金、航空運賃の一部補助		
136	学費免除			
137		セメスターから1年間以内の留学を許可された者の留学期間中の授業料などは所定の金額の4分の1とする ●●女子大学学生の外国留学規程を設けているが、看護学部生が休学せずに中・長期の留学に参加することは難しい。		●●学園海外留学規程により、学園が交通費及び滞在費を負担し、給与及び賞与を支給する公費海外留学と本人が交通費及び滞在費を支払い、学園が給与の一部を支給する私費海外留学の2種類を定めている。
138	留学生の学費減免制度、奨学金制度			
139		海外への研修、一人につき5万円補助金あり		
140	授業料減免制度、●●奨学金、温故知新奨学金	●●大学奨学金留学制度、協定校派遣留学制度、●●募金奨学金(長期留学)、●●募金(海外留学支援)	教員交流協定に基づく助成	海外研究員派遣制度
141	学生交換プログラム協定を締結する大学については、授業料は双方免除。宿舎(寮)については、協定により免除、あるいは学生負担を求められるところがある。セメスター留学中、本学学生への言語学習機会の提供や国際交流イベントへの支援をすることで、1万円/月×4か月の奨学金を本学から支給している。	学生交換プログラム協定(1セメスター、または2セメスター)を締結する大学については、授業料は双方免除。宿舎(寮)については、協定により免除、あるいは学生負担を求められるところがある。渡航費・海外旅行保険の一部、派遣先によっては、滞在費の一部を本学が奨学金として支給している。 また、本学が授業として開講する海外研修(1~2週間)についても、参加奨励金制度を設置し、学生の後押しをしている。		
142	日本語能力に応じた学費減免制度			
143		プログラム費用の半額までを上限とし、アジア以外30万円、アジア20万円の給付型奨学金(成績審査あり)		
144	MOUに基づく支援	奨学金あり		
145		国際看護学部留学生支援奨学金として、家庭等の事情により経済的支援を必要とする学生を対象に航空運賃と宿泊費を支給。支給額は費用の30%又は50%で各10名を上限とする。		
146		●●学院大学海外留学生奨学金		
147	学費減免	研修費用	旅費、滞在費	旅費、滞在費

Q24. 2023年度における貴大学のハラスメント防止、コンプライアンスの推進への取り組みについてお伺いします。
C. 看護系の学部・学科において、発生したハラスメント事例に該当するものを選択してください。[いくつでも○]

その他

1	案件は1件あったが、調査・審査の結果、ハラスメントに該当しなかった。
2	実習関連
3	訴えはあったが、ハラスメントには当たらないということで却下された。

Q25. 2023年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。
C. 大学入学前教育の対象者についてお答えください。[いくつでも○]

その他

1	高等学校において「生物」を習っていない入学予定者
2	社会人選抜入学予定者
3	社会人等特別選抜入学予定者
4	公募制推薦入学予定者
5	特待奨学生入学予定者、一般入試(後期日程を除く)入学予定者
6	併設校からの入学予定者
7	同窓生子女入試入学予定者・社会人入試入学予定者
8	3年次編入学予定者
9	指定校推薦型選抜入学予定者のみ
10	一般入試入学者以外
11	社会人入学予定者
12	教育提携校推薦入学予定者
13	年内に実施する入学試験での入学予定者のみ実施(総合型選抜試験ⅠⅡⅢ期、学校推薦型選抜試験公募制・指定校)
14	推薦入学者のうち、公募・指定校・小論文入試は対象 ※それ以外の学園推薦(内部進学)は対象外
15	推薦入学者以外の希望者
16	本学の併設校の入学者数に対し、単位認定プログラムを実施している。また、学校推薦の学生に対し、国語、数学、理科のレポートの課題を提示している。
17	一般前期入学予定者
18	総合型選抜Ⅱ・社会人特別選抜・海外帰国生徒特別選抜
19	一般選抜後期以外全て(入学までの期間が短いため)

Q25. 2023年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。
D. 学習形態についてお答えください。[いくつかでも○]

その他

1	推薦図書による学習
2	オンラインガイダンス
3	オンラインでのグループワーク
4	入学前教育の対象科目を生物と英語としている。生物に関しては、大学が学習範囲を指定、学習形態は学生が個々に選択する。教科書や参考書で勉強している学生が多い。他には塾で学んでいる学生もいる。
5	理科系科目の学習手引きとして参考となる書物を紹介し、科学・生物学を中心に学習に取り組むことを勧めている。
6	入学前に手に取って欲しい書籍を紹介している
7	事業者が提供する通信講座
8	DVD・テキスト・確認テスト等の教材による自宅での学習
9	オンデマンド動画の視聴
10	DVD学習
11	DVD、映像授業
12	ワークブック・ドリル
13	大学の授業参加
14	課題・レポート提出の対象者は「AO入学予定者」と「推薦入学予定者」です。E-learningは全入学予定者を対象としていますが、任意です。
15	「人体の構造と生理機能」に関する学習。
16	予備校での学修を紹介
17	学力テスト
18	DVD講座
19	動画配信によるスクーリング
20	通信教育
21	入学予定者と在校生の交流会
22	業者委託による通信教育
23	課題図書の提示
24	DVDによる講座受講
25	教材(テキスト・DVD)学習、テスト、オンライン講義
26	オンデマンド配信
27	学校推薦型選抜、社会人選抜入学者には課題の提示と提出、一般選抜・共通テスト利用選抜入学者には課題の提示。
28	学科ごとに各自テキストを購入し取り組んだものを提出
29	看護に特化したテキスト教材
30	英語テスト
31	確認テストの提出、採点添削後に返却
32	通信による課題学習
33	DVD学習
34	プレントランスガイダンスの実施
35	希望者に対する外部業者による通信講座の受講と添削指導

Q25. 2023年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。
E. 実施体制についてお答えください。〔1つだけ○〕

その他

1	大学が主体となって実施しているが、生物に関しては業者によるe-learningを紹介している。受講は学生の任意による。
2	大学が実施するが、一部高校と連携して実施
3	e-learning教材は業者が開発したものを使用しているが、大学が学習状況等を把握して指導している。
4	大学が単独で実施 連携校については、高校と大学が連携して実施
5	業者の講座を任意で受講を推奨している。(年内入試のみ)

Q25. 2023年度における貴大学の学修支援等についてお伺いします。
F. 費用負担についてお答えください。〔1つだけ〇〕

その他	
1	費用は発生しない
2	特に費用は発生していない
3	費用負担は発生していない
4	明確な取り決めなし(場合によってその都度対応)
5	書籍の紹介のため、図書館等で借りる場合には費用が発生しない
6	後援会(保護者会組織からの一部補助)
7	費用は発生しない
8	費用なし
9	外部受講のみ学生の自己負担
10	費用の発生はなし(提出時の郵送は自己負担)
11	大学独自実施のものは無償、外部委託のものは全額自己(受講者)負担
12	必須受講科目に関しては全額大学負担、任意受講科目に関しては全額自己負担
13	大学で実施しているものは無料、外部委託で実施しているものは全額自己負担。
14	学部で作成した課題を利用しているため、教材費等の費用負担は大学・学生共になし。
15	プログラム全部終了の場合、授業料を半額大学負担

Q26. 2022年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
B. よろしければ支援の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—B

1	実習指導者研修を共同開催・講師派遣
2	看護学科と附属病院看護部による医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会を設置し、その下部組織に実習指導検討会をおき、定期的の実習指導について検討した。また、附属病院看護職キャリア開発支援センターの教育プログラム部門において看護学科卒前技術学習会等を共同開催した。
3	●●県が主催し、●●県看護協会が受託事業としている「●●県保健師助産師看護師実習指導講習会」に講師を派遣している。研修会を開催し、事例検討や個人の抱える課題に対してディスカッションを行う機会を設けている。
4	授業や演習などの依頼
5	大学病院との間で実習指導者研修会を定期的に開催している。
6	実習施設である医学部附属病院と協働で①新人看護研修として、4月、6月の2回、主にコミュニケーションとメンタルヘルスに関する研修を実施している。②臨床実習指導者研修は、毎年実習前に2日間集中で実施し、主な内容は、1.実習指導の原理と学生の理解2.学習環境の整備と看護学実習における教授案3.実習指導者の評価4.在宅を見据えた実習指導方法5～6実習指導鶴の方法がある
7	臨床実習指導者研修等における講義の担当
8	・実習指導者を対象とした講義および演習 ・ラダー3の看護師を対象とした論理的思考に関する講義 ・新任期保健師研修会で講義・演習を行っている。
9	老年：看護部教育研修「臨床実習指導者研修」にて、臨地実習の意義や学生のレジネス、実習指導者の役割等の講義を担当している。母性・助産：母乳に関する勉強会を毎月実施している
10	実習施設と兼務である教員が新人看護師研修の支援を行っている
11	実習施設の臨床指導者研修に積極的に参加している。臨床での学生指導上の問題等について、教員は臨床指導者と共にディスカッション等に参加することにより、互いの情報の提供ならびに共有する重要な機会となっている。
12	大学病院の臨床実習指導者研修への参加
13	○新人教育にかかるティーチングナースへの研修 ○会議参加(月1回) ○実習連絡会内で年に2回最近の若者の傾向について講義 ○臨地実習連絡会への参加 ○研究支援
14	講習会の講師等を担当している。
15	新人看護師対象の臨床技術トレーニングプログラム(平成22年度よりGPIにより開始)の立案・実施を大学が支援し、2023年度も同様の内容で新人看護師へのプログラムを展開している
16	(以下附属病院に関すること)学部1年生や3年生の演習の授業への参加を、臨床実習指導者研修の一部として位置づけている。新人看護師研修の際の実技練習を行う場所として大学の実習室を使ってもらっている。
17	附属病院で行われる臨床実習指導者研修や看護過程研修への講師派遣。新任期保健師研修への講師派遣。
18	実習病院が企画した中堅看護師を対象とした事例検討会に、大学から助言者として参加している。看護をエビデンスに基づき検証することで、看護観を深め、今後の看護実践に活かすことができるよう、助言している。
19	医学部附属病院看護部からの依頼内容に応じ、各専門領域の教員が適宜支援している。
20	看護学実習指導者研修の企画会議の委員を引き受けています。また、その講師も多くの教員が引き受けています。また県や市町村保健師の研修(新任期、中堅期、管理期)の企画や研修講師を引き受けています。
21	実習施設の看護職員等を対象とした保健師助産師看護師実習指導者講習会(30日間)、「院内教育」「看護における倫理的課題と解決の方法」等の短期研修9コース、特定行為研修(5区分10行為)を開催。
22	毎年1回実習指導者会議を開催し、実習指導者研修や課題を話し合い連携を深めている。施設が実施する人材育成の研修会の講師を担当している。
23	本学附属病院での新人研修。
24	新人看護職員を対象とした研修及び臨地指導者、教育担当者、研修担当者等新人指導に関わる看護職対象の指導者としての知識・技術を学ぶ新人看護職員研修事業を実施している。
25	臨地実習指導者短期教育プログラムによる実習指導計画・指導案の作成
26	県看護協会で開催している研修等に大学の教員を派遣している。
27	・院内研究活動のアドバイス ・県及び県内の自治体の各期に応じた人材育成研修、実習指導者研修など研修の企画への助言、講師として参画している。 ・訪問看護ステーション協議会に置いて、研修会の講師を引き受けている。 ・実習施設をはじめ、県内における学校保健の研修講師などを引き受けている。
28	県内の主な実習施設の管理者と新任者の定着及び人材育成に関する意見交換を行い、職場定着支援及び看護実践能力の育成支援を進めた。
29	臨地実習に携わる看護師の支援研修の実施
30	一施設と大学との包括的連携事業で、新人看護師研修実地指導者リーダー研修の実施、新人看護師研修(ストレスマネジメント等)への講師派遣を行った。新人保健師対象の採血研修、新任期保健師の人材育成研修の支援などを実施している。
31	実習指導者研修会を年1回開催している
32	学科全体で臨地実習教育協議会および臨地実習指導者研修会を実施している。 老年看護学実習Ⅱの終了後、実習施設の実習指導者を招いて実習指導者会を開催している。 実習指導者及び教員間で実習全般を振り返り、実習指導の課題や方向性を検討する等、実習指導力の向上及び交流の場としている。
33	講師派遣
34	実習先施設との連携協定に基づき、研修等を実施している。
35	FD・SD委員会企画の研究集会や実習委員会企画の研修会を行っている。
36	附属病院に教員を研修の講師として派遣する。
37	附属病院所属部署の看護職員・学生への教育指導及び実習指導者研修の企画・運営を役割とする上級指導者育成プログラム(1年間のプログラム、年間5名程度)への支援と協力
38	看護協会主催の臨床指導者講習会に教員を講師として派遣している。実習施設の看護師が行う看護研究のアドバイザーとして教員を派遣している。
39	看護研究指導などで支援している。
40	附属病院における臨床実習指導者研修会の講師を行っている。
41	研修会講師、事例検討会
42	・新人看護職員研修「他施設合同研修」 ・新人看護士研修「教育担当者研修」
43	実習指導者講習会：実習指導方法演習(計画)において実習指導案の作成に関する講義・演習(15コマ)を担当している

Q26. 2022年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
B. よろしければ支援の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—B

44	・附属病院における新人看護職員研修及び継続教育研修の一部にファシリテーターとして教員が参加 ・附属病院実習指導者研修の講師として参加 ・附属病院実習指導者とのワーキング活動の実施
45	臨床指導者との情報交換会、臨床企画の研修への講師派遣、実習施設からの依頼による新任期研修など。
46	臨地実習指導者会議(Web開催および対面の併用)
47	実習施設の核となる県立病院の臨床実習指導者研修、中堅看護職員研修などを支援している。その他看護研究支援を各所で行っている。
48	基礎看護学実習、領域別看護学実習等における実習説明会・報告会の場を活用し、実習受け入れ施設の実習担当者とともに、学生指導の課題、方法等についての検討を行っている。
49	実習病院の新人看護師研修および中堅看護師研修、県の新人保健師研修および指導者育成研修を大学として支援している。
50	施設看護師の研究指導など
51	附属の大学病院が実施している臨地実習指導者研修に看護学部教員を講師として派遣している。
52	研修講師、研究支援
53	●●県内の医療機関、介護福祉施設に勤務する看護師を対象に「実習指導者研修会」を実施。
54	看護研究支援、臨床指導者研修支援
55	臨床実習指導者研修を毎年1回施設と共同で企画・実施している。
56	毎年、県内全看護大学と協働して、保健師を対象とした実習指導者研修を行っている。
57	病棟で看護師および学生の教育的役割を担う臨床指導ナースの育成プログラムにおける講義・演習、病院における看護師を対象とした講習会を学部教員が担当している
58	・新人研修のファシリテーター ・卒後教育(ラダーⅣ)の看護研究等の指導・教育 ・指導者講習会の講師等
59	関連病院看護教育委員会主催の「実習指導者基礎研修」の講師を担当
60	実習指導者講習会講師の派遣、院内看護管理者認定コースの講師派遣、新人研修の施設・設備・備品の提供
61	大学が看護師との人事交流を行い、新人看護師研修を実施。臨地実習指導者に対して、実習運営委員長(大学教員)が講義を実施。
62	本学看護学部の教育理念を踏まえつつ、臨地実習の場において教育と臨地実習指導者との協力により一貫した指導を提供できるように「臨地実習指導者研修会」を年1回実施している。
63	実習指導者研修会および臨地実習指導者研修会を実施しており、指導体制および協力体制の強化を図っている。また、附属病院からの要請により、新人看護師研修のグループワークを教員がサポートしている。
64	主たる実習施設との間で、臨床看護教授等の称号付与、連絡協議会、実習教育担当者会議、教育モデル病棟の設置、などを行い、教員と実習教育担当者が有機的に連携する協働指導体制を確立している、また、OSCEに実習教育担当者が参加することにより学生のレディネスを把握できる機会を設けている。
65	クリニカルナース・エデュケーター(CNE)育成プログラムを実施している。このプログラムは、看護系大学の学生および臨床におけるスタッフの教育指導に携わることのできる能力を有する人材の育成を目的としている。
66	教育セミナー(看護セミナー)を年2~3回無料開催し、主に実習先の看護職者に案内している。
67	学科として、看護職・人材育成センターの運営部会・ワーキング担当者として、附属病院内における臨地実習指導者研修に協力している。実施内容は、「青年期質」の講義や、ポートフォリオのレポートの評価などである。
68	院内の看護研究の基礎講義及び研究指導等
69	学内の看護師キャリア支援センターと連携して、臨床実習指導者研修に取り組んでいる
70	臨床実習指導者研修
71	女性医療人キャリア形成センターの看護職キャリア形成支援部門において、自己学習支援プロジェクト、キャリア/メンタルヘルス相談プロジェクト、研究力育成支援プロジェクト、働き方支援プロジェクトなどを行っている。
72	キャリア支援セクションによるキャリア支援、実施施設の提供
73	大学の関連病院5施設の新人看護師研修を共同で実施
74	本学(教育)と実習生受入施設(臨床)とが連携し、「実習指導者研修会」を開催している。年度中4回の研修会を通して、看護学教育における実習の意義、実習指導者としての役割及び効果的な実習指導力を身につけた指導者の育成を目的としている。
75	院内研修への講師派遣
76	臨地実習合同連絡協議会(6月26日):●●看護大学 ●●●●先生の講演、その後、臨床指導者との意見交換会を実施した。
77	●●県主催の新任期保健師を対象とした研修会に講師として参加している。
78	臨床指導者研修
79	施設側から大学宛てに依頼された、本学卒業生の新人看護師研修を支援している。
80	内定者研修と臨床指導研修会に協力している。
81	2023年度●●県実習指導者講習会に教員を講師として派遣した。
82	臨床看護師の研究指導
83	臨地実習指導者会議において、「特別な支援を要する看護学生の特性と合理的配慮の実践について」の講義を行った
84	講師やグループワーク時のファシリテータ派遣
85	臨地実習施設と大学で連携協議会を開催している。新人ナースの情報交換等を行い、新人ナース対象のセミナーの題材に取り入れ、提供した。
86	新人看護研修の会場としての提供および教材・物品の支援
87	●●県看護協会の実習指導者講習会に講師を派遣
88	実習指導に関する研修会の開催
89	学内の教職員向けに開催した「ハラスメント防止研修会」を、一部実習先の「臨地実習指導者研修」と兼ねることし、該当施設の臨地実習指導者に参加いただいた。
90	看護学部実習連絡協議会への参加による教育連携を行っている。
91	連携・実習施設への講師派遣 実習指導者会議を使った指導者研修
92	院内の看護研究に対する支援
93	大学教員が実習先である病院所属の実習指導者に対し、看護教育課程の概要、実習指導者の実際、実習指導者計画案・展開について教授している。
94	講演(その年の教育トピックについて説明)
95	看護職員向け研修会の講師等
96	実習施設の実習指導者への研究指導、実習指導者への教育プログラムの教育担当

Q26. 2022年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
B. よろしければ支援の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—B

97	看護教育研修の講師
98	臨床実習指導者研修会の開催
99	定期的に臨床指導者の方々にお集まりいただき、意見交換をしている。 また、講師を呼んで、研修会を開催している。
100	病院内新人研修の一環としてキャンパス利用、器具の貸出等。
101	本学の中に看護キャリア開発コアセンターの研修組織を作り、本学を運営しているふれあいグループの所属病院と連携を図り、受講者を募っている。
102	●●県看護職員実習指導者養成講習会
103	教育連携への取り組みをすすめるにあたり、現在は一つの施設において、新人看護師及びラダー1の看護師へのフィジカルアセスメント能力向上や多重課題への対応能力向上のためのシミュレーション研修の企画と実施運営・評価の支援を行っている。また、現場のスタッフに対する指導者の教育能力向上のための研修も支援している。
104	同一法人の関連病院の新人看護師研修の一部を大学内の演習室を貸出した他、臨床指導者講習会の講義、演習への講師派遣により支援をしている。
105	実習施設からの希望により新人看護師教育、研究指導を行っている。
106	研修会の参加について、参加してもらいやすいように推薦等した。
107	研修講師を本学専任教員が実施している。 ・実習病院の新人看護師研修に演習指導者として参加している。
108	・実習施設の病院グループで実施されている臨床実習指導者研修に講師を派遣している。 ・実習病院の看護研究研修に講師を派遣している。
109	講師派遣
110	実習指導指導者懇談会の実施、指導者養成研修会の企画
111	実習施設と大学が協働し実習指導者研修会の企画、開催、運営をしています
112	大学院において、新人・管理職 看護師研修のためのユニフィケーション。
113	学生指導に関する研修
114	・キャリアアップ ・実習指導 ・シミュレーション実習

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
D. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—D

46	看護職・人材育成センターの運営部会・ワーキング担当として、附属病院の看護部と協力し、高度実践スキルアップ研修、教育スキルアップ研修、人事交流等を行っている。
47	●●大学看護研究会の活動(教育・研究、年1回の学術集会、キャリアパス)
48	・実習教育学習会 ・●●キャンパス看護交流会(看護学科、附属●●病院看護部、●●第三看護専門学校)
49	臨床講師制度を設け、講義や演習・実習指導を兼担として行って頂いている。大学側からも准教授講師会の一員として臨床講師にFDなどを通じて情報提供や、臨床と教育の連携に努めている。
50	非常勤講師(講義)、研究指導
51	●●●●フェスタは、●●●●系列の医療・福祉施設を中心に連携し、研究や教育の質を高め、より良い実践を行っていくことを目的とし、年に1回研究発表とミニレクチャー、研究相談を実施している。
52	人事交流協定の締結→人事交流
53	実習病院看護部からの身分替え(2年間)
54	実習指導者サポート委員会 1回/月 実習指導者連絡会 2回/年
55	非常勤講師で講義を担当している。
56	●●市保健センター「●●市若年層向けがん対策事業」への協力として、看護学部3年生保健師課程履修学生が、グループワークを実施し、若年層のがん健診受診年齢の向上施策を検討した。
57	研究指導等
58	講義の一部を実習施設の看護職にゲストスピーカーとして教授頂いている。
59	臨床研究の指導の取り組み
60	講義担当、演習・実習科目での技術指導担当などの人事交流を行っている。
61	大学「内規・取扱」の中で、「ユニフィケーションにおける人事交流内規」として定めている。
62	専門科目の講義・演習では、実習施設等の専門職者の参画を実施している。
63	臨床の看護師が大学の助教として1年間基礎教育を経験する。また、授業・演習に参加する単発の交流もある。
64	授業のゲストスピーカー
65	実習施設からの本学大学院看護学研究科への入学希望者の取扱いにおいて、「実習施設推薦書」に基づき、優遇措置を行っている。
66	本学において、制度としての取り決めはありませんが、実習施設へ講師派遣を依頼したり、就職や奨学金につながるように、実習施設の取組などを学生に説明する機会を設けている。
67	年1回、懇親会を設けている
68	学生の講義や演習時に看護師を派遣、看護師の教育研究に教員を派遣している。
69	学内講義、卒業論文指導協力、臨地実習調整及び指導に協力を得ている。
70	実習担当者会議を本学で開催しております。
71	・1名を基礎看護学領域の助手として2年間を期間として受け入れている。
72	看護師への看護研究指導を通年で実施している
73	臨床実習指導者交流会
74	実習先病院長や看護部長、実習指導者にゲストスピーカーとして学生へ講義を依頼している。
75	例年、実習施設の指導者を招き、実習施設説明会を実施し、実習前に施設と連携を図っている。また、卒業研究発表にもご参加いただき、学生の学修に成果を見れるようにするため、実習以外にも日頃から本学の教育に触れていただけるように努めている。
76	授業に看護師を指導者として招へい。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

1	看護研究推進を目的とした交流会の開催。センター事業の成果と課題を検証するための調査研究を共同で実施。病院看護部と看護学科合同FD講演会開催。
2	大学附属病院の看護師の看護研究のサポート等を行ない、看護師の学会発表等につなげている。また、年に1回、実習指導や教育に関する講演会を企画し、指導者に講演会への参加を促している。
3	附属病院実習指導者と看護学科教員とで、実習指導検討会を定期開催し、実習上の課題を話し合った。
4	・実習先の特別養護老人ホームやグループホームを運営している法人と共同研究を実施して、共同で助成金を獲得している。また、これらの実習施設と月に一回の事例検討と文献抄読会を実施している。さらに実習施設と倫理についての意見交換を定期的に行っている。 ・精神科領域における、「ACP」に関する勉強会を附属病院精神科病棟と年間数回実施している。また地域の精神科訪問看護ステーションとは「引きこもり」に関する共同研究を継続的に行っている。 ・助産師教育コースの講義の一部を実習施設の看護師・助産師に公開している。
5	毎月研修会を開催している。
6	研修会の開催
7	年1回。全実習施設を対象に臨地実習協議会を開催し、臨地実習に関連する講演を行っている。
8	大学病院のスタッフの研究支援制度があり、研修会及び個別に支援している。
9	看護部主催の看護研究発表会、研究計画研修、研究相談などに教員が参加している。また、個人的にも共同研究や勉強会などが実施している。
10	実習先の附属病院の看護管理者、病棟師長、教育担当者と教員が一堂に会し、実習に係る情報共有や振り返り等を行う。また、症例検討会やセミナーなどを開催する。
11	・学習支援ツール開発に関する共同研究(基礎) ・病院内でのセミナーを実施している(小児) ・実習施設内で勤務する看護師の研究疑問を基に、調査研究などを実施してきた(精神)
12	看護師の方の学会発表のための指導。
13	老年:臨床看護師の学内演習への参画、病棟看護師との共同研究 母性・助産:教員の臨床勤務、母子診療科との兼務にて人事交流をしている。 成人:授業・研究での連携・協働 在宅:地域医療実践力育成コースの演習、実習の指導に協力していただいている。
14	合同研修会を開催している。 共同研究は、実習担当病棟と個別にすすめている。
15	大学教員や大学院生等が実習施設である大学病院をフィールドとして研究を行う場合に、対象部署の管理者を共同研究者として協力を得ている
16	実習施設を対象に、看護学生の教育上の問題や実習指導等に活用できるような内容を想定した講演会の開催や、学生の指導上の問題点や課題等について自由に話せるような場を提供する等の取り組みを行っている。
17	褥瘡回診、共同研究、実践的研究、合同勉強会
18	大学病院の臨床指導者研修への参加に加えて教授と看護部の懇談会、全教員と看護師長以上の懇談会をそれぞれ年1回行っている。大学病院看護部と看護学専攻の協働による●●●●という組織を通して大学病院看護部の研究をフォローしている。
19	●●●●カフェ(研究計画立案、研究データ解析、学会発表等の支援) 急性期・回復期リハビリテーション病院連絡会への参加(研修講師として年に1回)
20	●●カフェ:毎月1回、大学病院の看護師(希望者)の研究相談支援 リサーチロード:大学病院の看護師(希望者)の研究相談支援
21	合同FDの実施や共同研究をしている。
22	附属病院看護部で実施される看護研究への支援を行っている(一連の研究プロセスへのサポート、附属病院看護研究報告会での講評など)
23	メディカルスタッフの教育・研修の開催。基礎教育—継続教育に対応した教育システムの構築。地域医療・看護における教育コンソーシアム拠点に向けた基盤整備。機器の開発や臨床での介入研究。月1~2回の看護研究の相談会(研究計画書、倫理申請への指導、必要時共同研究や企業連携)。
24	看護師の病棟研究に参画。実習施設を含む地域の医療機関に対して、先駆的看護実践支援センターが実施する研修、助産、慢性疾患ケア(糖尿病や呼吸器ケア)の研修会を定期的実施。
25	実習施設の各病棟や部署からの看護研究支援依頼が計画的に年に1回程度あり、研究計画から実施、学会発表、論文投稿まで支援している
26	看護教育合同研修会(1回/年)、看護教育検討会議(病院看護部と;6回/年)
27	本学科で主催するFDである「●●大学看護学教育ワークショップ」を、2000(平成12)年から毎年1回、本学科と医学部附属病院看護部とで合同開催している。新型コロナウイルス感染の関係で、2021年2022年はオンラインで開催した。
28	実習施設を対象とした教育講演等を年2回程度、大学として予算化し実施している。そのほか、各実習領域ごとに共同研究や研修を実施している。附属病院の実習指導者委員会について、病院スタッフとともに企画運営を行っている。
29	実習先で行う看護研究の指導と共同研究を行っている。病棟スタッフのグループまたは個人が行う看護研究の支援、看護部が行うリーダー研修への支援
30	病院や訪問看護ステーションの看護職員との共同研究や勉強会開催、研究指導、学会発表への支援などを行っている。
31	●●●●研究推進センターを設置。●●●●医療研究センターの臨床看護研究の推進及び発展のため、看護研究に関する研究指導を行っている。
32	3年目の看護師を対象とした「臨床における看護研究指導」について、修士をもつ助教5-6名が担当となり、GWを通して、計画立案から、データ収集・結果考察・PP発表までの一連のプロセスを支援している。難病患者団体や難病支援関連施設との共同研究。自治体を実施する保健活動の評価等に関して求めに応じて共同研究を実施している。看護研究支援。
33	本学付属病院とは年2回、「看護部門交流会」として、さまざまな話題提供をもとにディスカッションを重ねている。
34	主たる実習施設である●●県立中央病院との定期的な合同勉強会のほか、病院や施設など多施設との勉強会を実施している。
35	実習指導者と看護教員の学びと情報交換を目的とした交流会の開催
36	附属病院看護部と合同で実習指導用テキストの改訂に向けてのグループワークに取り組んでいる。
37	看護研究支援、共同研究、実習指導についてのディスカッションを行っている。
38	大学の共同研究費が設定されており、申請して審査採択する形をとっている
39	・県と合同で、県内保健師の人材確保に関する共同研究(厚生労働科研)に取り組んでいる。 ・県の新採用養護教諭研修の一部を担当している。 ・看護研究の分担者として病院の看護部のメンバーに参画してもらい、共に研究を行っている。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
 F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

40	本学教員と現場看護職者が対等な関係で研究的な手法で看護現場の課題に取り組む共同研究を実施している。また、共同研究の経過を振り返り、研究成果を広く共有するため、年1回の「共同研究報告と討論の会」を開催している。
41	上記Dの研究サポートにおいては、共同研究者としてサポートし、学会発表につながる場合もある。
42	令和5年度は、大学と県立4病院との連携事業におけるテーマを、「コロナ禍で学生時代を過ごした新人看護師の教育体制の継続」とし、4病院全体で新人看護師の支援と職場環境の醸成を目標とした。大学からの情報提供と、臨床における取り組みの実際とその評価に関する意見交換会を2回実施した。
43	実習施設と包括的連携協定を締結して、共同研究や指導者研修、コンサルテーション、研究指導、共同事業(学習会)を行っている。
44	実習施設から出された研究テーマに対して、教員が共同研究者として入り指導的役割もとりながら臨床共同研究を実施している
45	・大学看護学科全体で年2回実施(臨地実習指導協議会(9月)、臨地実習指導者研修(2月))。 ・看護研究の査読(実習施設にて)等。 ・●●県立大学オープンカレッジ専門職スキルアップ講座「看護師の教育力を高めるためのセミナー」を開催。 ・臨床看護師への看護研究の指導。
46	実習施設からの研究協力依頼に協力している
47	看護コンソーシアムによる意見交換会を定期的に実施している。
48	公開講義や学部付属施設の地域交流看護実践研究センター主催の研修に参加できる体制づくりをしている。 また、共同研究できる体制も作っている。さらに、臨床教授称号付与に伴い、学部教員のFD研修にも参加できる体制をとっている。
49	年に一度、実習担当教員及び実習施設の指導者が一堂に会し、実習の実施状況や課題を協議している。
50	共同研究費補助金を受けての県内看護職者との共同研究
51	附属病院の看護部と共同研究を進めるため、共同会議を設けている。
52	看護実践・キャリア支援センターが企画・運営し、看護学科教員が研究を希望する看護師に研究の指導・助言等を行い、共同研究をしている。
53	併設の看護研究交流センター事業の「地域課題研究」において、実習施設等の看護師等と共同研究を行っている。
54	臨床看護研究、産後子育てひろばの効果検証研究
55	実習施設の臨床看護師を対象とし本学所有の多職種連携ハイブリッドシミュレーターを使用したフィジカルアセスメントに関する研修を開催
56	1年に1回、実習運営部会主催で臨床指導者及び臨床教授・准教授・講師の方々を対象に、学部教員と外部講師による研修会を実施している。研修テーマは年度ごとに異なる。
57	附属病院と看護実践応用センターを通じて、共同研究に取り組んだり、個々で勉強会を行っている。
58	組織として行っていないが、教員個々の裁量で実習施設等との共同研究や勉強会の取り組みを行っている。
59	地域貢献研究推進事業として共同研究等を指導する制度がある。 地域生活習慣等の健康課題を解決するためのケーブルテレビを活用した健康教育映像開発
60	病院における研究指導とおして共同研究を行っている。
61	看護学実習ワークショップを年に1回開催し、情報共有や意見交換を行っている 実習施設の看護職と教員とで共同研究を行い、成果発表を行っている。学術集会の企画・運営を行っている。
62	共同研究は、病院看護部と看護学科の連携事業として位置づけられている。看護研究指導を希望者に実施し、学会発表、論文投稿まで支援している。グラントの獲得もしている。看護研究に関する院内研修講義も行っている。
63	・附属病院実習指導者との合同学習会 ・実習施設との共同研究助成
64	共同研究は、教員と臨床で随時実施している。合同研修は、看護セミナーとして看護協会とも共催で実施している。また、各実習施設からの依頼に応じて各種研修講師を教員がそれぞれ分担して実施している。
65	看護実践教育研究センター企画での合同研修会(看護研究方法、事例検討会、トピックのテーマに沿った研修会等)や病院からの看護研究の指導を定期的または不定期で実施している。
66	共同研究は、それぞれの専門性を活かして各病棟と大学研究者の単位で実施している。ユニフィケーション事業の一環に共同研究は位置づけているが、ユニフィケーション事業としての共同研究は行っていない。
67	大学の地域・在宅ケア研究センターを中心に、実習施設における看護研究指導、および共同研究を実施している。
68	実習施設において学生の実習指導に携わる実習指導者及び看護学部教員を対象に、両者の連携強化や実習環境・教育体制の充実等を目的に、年1回「実習指導者・教員連絡会」を開催している。内容としては、講演と領域別のグループワークにて構成される。
69	毎年、実習施設との協議会を開催し、実習指導等について検討を行っている。
70	研究支援、合同研修会
71	実習施設が主催する研究会やシンポジウムへの参加
72	実習施設における研究指導、領域で開催している勉強会への参加、実習施設で開催されているカンファレンス等への参加、実習指導者との協働
73	●●大学との協定に基づく合同多職種連携教育 実習施設と大学による実習指導のための協同学習会
74	実習効果に関する研究、臨床指導者研修支援
75	1. 臨地実習合同研修会(大学の教員と臨地実習指導者で研修を行う)。2. 臨地実習合同会議(大学の教員と臨地実習指導者で年度の実習総括を行う)。
76	共同研究や合同研修を実施している。質的研究や専門分野の臨床の研究の研究分担者になっている。
77	系列の病院との共同研究を促進するための学内研究費枠がある。
78	実習施設から看護部研究会の案内をいただき参加する機会を得たり、●●病院実習まとめの会の日に実習委員会主催FD研修を開催、実習施設指導者や看護部の皆様にご出席いただきました。 (老年)高齢者施設の職員・入居者のニーズを聴取にそのテーマに沿った講演会を開催している。
79	年に1~2回行うFD研修会等に参加していただいている。 実習終了後に、実習施設の方を招き意見交換会を行っている。
80	院内看護研究発表の講師。4年目研修(看護研修の講師)。認知症ケアの講師。看護過程の講師。
81	看護学部の共同研究費があり、実習施設の看護職をメンバーに入れて行っている。
82	学部の共同研究費により、学部教員と附属病院職員が共同研究を実施できる仕組みを設けている。また、学部教員と併せて附属病院看護師が行った研究を発表する場として、医療看護研究会を開催している。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

83	年に一度、臨地実習指導者交流会を実施している。
84	機関レベルでの研究はないが、教員個々の研究において実習施設をフィールドとした研究が行われている。また、各種研修において大学と病院が相互に参加できる体制としている。
85	実習を依頼している病院・施設等との連携強化もしくは卒業生・修了生との連携強化を目的とし、実習先の職員や病院・施設等に勤務している本学出身者を研究分担者もしくは研究協力者とした共同研究を行っている。
86	①看護教育会議(大学の全実習担当教員と病院の看護師長全員が出席する)を四半期ごとに開催している。②●●アカデミア(大学・病院が共催で行う学内学会)を毎年実施し、研究や業務改善の発表が行われている。
87	実習施設の看護師に対して研究指導を行っている。 訪問看護ステーションの連絡会に参加、大学への講義等に10名程度講師として派遣していただいている。
88	実習指導者研修会
89	●●大学医学部付属3病院とで構成する「●●看護研究会」にて、研究支援コースを設置し研究指導をしている。
90	共同研究、共同指導、勉強会等
91	・実習教育学習会開催(附属病院、学外実習施設) ・第三地区共同研究(看護学科、附属●●病院看護部、●●第三看護専門学校)
92	看護キャリア形成支援部門でも実習施設との合同研修制度があり、また各看護学領域で共同研究を行っている。看護部主催の看護研究や勉強会とも連携して行っている。
93	病院看護部の看護研究指導
94	●●●●フェスタは、●●●●系列の医療・福祉施設を中心に連携し、研究や教育の質を高め、より良い実践を行っていくことを目的とし、年に1回研究発表とミニレクチャー、研究相談を実施している。
95	卒業生の質保証として本学が学生に発行するディプロマ・サプリメントや実習施設等からの協力を得て開発した「看護職キャリアパス基礎スケール」の活用方法に関する研修など
96	学生の看護実践力を育むために、実習指導に携わる方と教員が、双方のさらなる実習指導力の向上及び連携強化を図ることを目的として、年1回大学主催で実習施設との連携会を設けています。
97	エンドオブライフケア研究会:本学大学院担当教員・研究科生と●●市民病院看護師で構成されている。
98	①リカレント研修会を3回開催した。 ②実習施設指導者を招いた実習教育会議を開催した。
99	病棟スタッフとの共同研究
100	一部の实習施設指導者との共同研究や勉強会(老年看護学習会)等の取り組み
101	制度的にはないが、単発の依頼には対応している。訪問看護師との看護過程に関するシリーズでの研修、実習先保健師との学生対応に関する研修や新任期を支えるプリセプター研修など。また、本学科主催のFDIに出席していただき、学生への教育や研究手法等について共に学ぶ機会を提供している。
102	研修方法の勉強会など教員が講師として協力している。
103	実習指導に関する研修会
104	・認知症カフェでの講話や相談 ・2年目研修(受け持ち患者の看護過程の展開)の講義 ・小児がんを扱う病棟に勤務する看護師との「小児がん看護勉強会」
105	年度末の教育講演会の実施、院内研究の協力をしている、学会発表・論文作成まで支援している
106	・実習施設へ教員を研究指導の講師として派遣している。・看護学部の公開講座において研究についての講義を行っている
107	・看護教員と臨地実習指導者との合同研修会の開催(招へい講演) ・看護教員と実習病院看護師等への研究指導及び共同研究
108	研究指導をしている。
109	実習先の看護師と共同研究をしている教員もいる。
110	実習指導に関する研修会の開催 実習病院看護師への看護研究支援
111	一部の実習先を対象とし、看護研究のアドバイス等の研究支援を行っている。
112	実習施設側の合同研修に参加し、臨地実習指導と社会人基礎力をテーマにグループワークを実施した。
113	①臨床教授会(2回/年) ②臨地実習施設説明会 ③実習指導者連携会議(3~4回/年。課題を決め計画的に実施。マニュアル作成・修正や学会発表時の支援) ④研究指導(実習先、臨地実習先から教員が依頼されて、定期的に学会発表時の助言等の実施)
114	教員の役割として、○○病院の研究指導者という役割があり、定期的に病院との会議、研究指導を行っている。
115	実習施設から、看護学部実習委員会主催の研修会への参加があった。実習施設との共同研究を行っている。
116	実習施設の指導者を大学に招いて、本学の専任教員と共に実習指導に活かせる内容の研修会を実施している。
117	連携施設の院内看護研究の指導 共同研究希望者は大学組織を通して連携施設に相談できるシステムがある。年に一度全施設を対象に実習指導者協議会を開催しているが、特別講演や領域とのディスカッションを行っている。
118	臨床研究
119	・実習施設の看護師と共同研究をしている。 ・実習施設の看護師の看護研究指導をしている
120	毎年、●●総合病院と臨床指導者研修会を実施している。
121	共同研究、定期的な臨床指導者と教員の研修会や情報交換
122	共同研究や勉強会を行っている。
123	臨床との看護研究指導、大学助成金による共同研究制度
124	一部の教員が、看護研究の指導を実施している
125	実習病院組織全体の臨床看護師、介護スタッフに対する看護研究指導を継続的に実施している。(年3~4回程度の学習会)不定期ではあるが、卒後教育などの研修講師として大学教員が担当している。 学生教育や新人保健師教育に活用できる新生児家庭訪問動画を共同で開発している。
126	小児看護学実習Ⅰの実習施設(保育園)に、小児看護学教員が心肺蘇生の研修講師として出向している。
127	新任期研修を実習施設(保健所)と企画検討し実施している。(制度にはなっていないが取組開始。)
128	毎年度、実習指導者研修会を開催。また、実習施設からの依頼により、看護職員への研究指導、講演を実施。
129	附属病院の看護師の研究の指導、共同研究も行っている。
130	看護実践センター ①看護実践セミナー ②看護研究研修会
131	看護研究指導

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
F. よろしければ制度・取り組みの内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—F

132	学内演習及び臨地実習において実習施設の看護師参加、図書館利用、合同研修などについて申合せ
133	看護学実践連携研修会(年1回)、公衆衛生、●●、●●、●●保健所管内保健師研修会
134	研究指導、研究倫理の審査
135	臨地実習協議会を開催し、前年度の実習の振り返りと今年度の実習について意見交換をしている。
136	実習指導研修会等
137	共同研究
138	実習病院の臨床看護研究の指導
139	・実習病院看護師への研究指導(通年) ・実習病院の院内教育の講師
140	1病院が実習教育機関8校を集めて実習実施状況の情報交換を行った
141	毎年、講師をお招きして、臨床指導者に向けての研修会を開催している。実施した実習の振り返り評価をしている。
142	臨地実習指導者研修会
143	病院と大学間の包括協定に基づき共同研究の実施、講師の派遣。
144	臨地実習指導者研修会を年1回開催。学生の理解や実習指導方法についての研修を行っている。また、看護学科に設置された看護実践支援室の活動の一環として、実習施設を含む看護職を対象に、研究方法や看護実践に関する研修会・コンサルテーションを実施している。
145	臨床と教育双方に役立つ話題を提供し、臨地実習教育についてディスカッションする。
146	実習教育会議
147	臨地実習指導者研修会：臨地実習指導における実践的なテーマについて、年に1回、臨地実習指導者およびスタッフ等が参加できる研修会を実施している。
148	関連病院で実施される看護研究の指導、病院規模のスタッフディベロップメント、病棟単位での看護研究や研修会(勉強会)へ講師として教員を派遣している。
149	ラダー研修の一部を教員が実施。実習施設の認定看護師や看護師が授業の1部を実施
150	実習連絡協議会の際に、外部講師を招き講演会を行い、実習指導者、教員ともに聴講した
151	病院の看護研究指導、病院の人材・組織開発勉強会メンバーとして参加
152	実習指導者との研修会
153	研究の仕方について、サポートする体制がある。
154	主たる実習病院との連携協定の規定に共同研究、合同研修会の項があり年間複数回実施している。
155	臨地実習指導者および専任教員を対象として毎年実習協議会を開催している。2023年度は「●●●●●●●●」をテーマに設定し、講演とグループディスカッションを行った。
156	研究活動の指導
157	合同研修会を実施している。
158	実習指導者研修会を本学で開催しております。
159	臨地実習連携会議として、大学と実習施設が情報共有を行う会議を年1回開催している。大学の教育理念に基づく教育内容の相互理解を図ることで、更なる教育効果の向上を目指している。
160	・大学のFDに講師として招聘することがある。 ・合同協議会を設置し、テーマを決めたグループワークを実施している。 ・共同研究については提案があれば学内の基金を使用することができる。 ・先進的な授業について見学会を設けている。 ・施設の職員が大学附属図書館を利用できる制度がある。
161	大学の関連病院との共同研究がある
162	実習連絡協議会を開催し、実習に関連したテーマの話題提供や話し合いを行っている。また、病院が実施している看護研究に関する研修に協力している。
163	県看護協会の倫理委員や研究指導、看護管理者研修に協力している。
164	実習施設と共同で研究を行っている
165	・研究センターセミナー ・大学院の実習施設職員との共同研究
166	事例検討会、院内研修の講師サポート
167	臨時実習連携会議
168	施設が企画するラダー研修に含まれる、看護研究の指導や講義を担当しています。
169	合同協議会の実施。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

1	実習施設の指導者の協力を得て、臨床教育の指導体制及び教育内容の充実を図ることを目的とし、併せて、この実効を高めるため、臨床指導教授、臨床指導准教授又は臨床指導講師の称号付与をする制度を導入している。また、実習指導者や演習の指導、講義科目の講師について、大学病院の看護職には学内特別講師としている。
2	医学部附属病院をはじめ、学外実習施設の実習指導者の中から優れた指導を行ってくださる方を推薦し、臨床講師・臨床准教授に任命している。任期は1年とし、実習指導者としてのポジションを確保し、指導者としての意識を高めてもらっている。
3	医学部の臨床教授の称号付与制度は、看護学科の臨床実習に適合し難いため、規程改正について検討を開始した。
4	医学部内に「看護学科臨床教授等選考委員会」を置き、称号付与の規定に基づき選考を行い、医学部教授会に推薦。審議の結果、医学部長・医学系研究科長が任命する。
5	臨床教授、臨床准教授など
6	臨床教育に協力する学内外の医療機関等の優れた医療人に対して称号を付与し、臨床教育の指導体制の充実を図っている。
7	臨床教育において豊富な経験を有し、優れた教育能力を有する者に臨床教授等の称号を付与している。
8	看護部長や副部長、各病棟の師長などが該当し、実習が円滑にすすむためのオリエンテーションや講義などを実施する。
9	・年に一度、臨床指導に携わる看護者に称号付与をしている(基礎・母性) ・講義、実習を担当している(小児) ・臨床指導者に「臨地講師」を担っていただき、実習学生の指導、調整、評価をしていただいている。また、一部の臨地講師に学内講義も非常勤講師として担当いただいている(成人)
10	実習施設の実習指導や講義の講師を依頼している方を対象として。
11	看護臨床教授(看護部長のみ)、看護臨床准教授(副看護部長相当)、看護臨床講師(師長相当)、看護臨床助教・助手。全て看護部からの推薦、教授会での承認
12	職位の実績によって、臨床教授制度を付与し、実習指導に積極的にかかわってもらっている。
13	実習施設の看護職を対象に、臨床看護教授、准教授、講師の候補者を選出し、大学側で評価及び認定している。臨地実習の際には、実習指導者は概ね称号付与された看護職に依頼しており、また称号付与者には大学の講義・演習等に協力してもらえるような体制を組んでいる。
14	看護部長は臨地教授、副看護部長は臨地准教授、看護師長は臨地講師、副看護師長は臨地助教として委嘱している。
15	併設の大学病院において学生の実習を受け入れる部署の看護部長、看護師長、主任等の役職者に、臨床教授、臨床准教授、臨床講師の称号を付与している。推薦制とし、職位ごとに基準を設けている。
16	実習協力機関等に所属する医療人であり、医師、看護師、歯科医師、保健師、助産師又は臨床検査技師の免許を有し、原則として75歳を超えない者、附属病院の看護部長及び教育を担当する副看護部長として在職している者、その他医学部長が必要と認めた者に称号を付与する。
17	保健学科の臨床教授等となることのできる者は、臨床実習に関連する専門領域に対応する資格又は免許を有し、かつ、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 臨床に関する経験年数が、臨床教授にあつては20年以上、臨床准教授にあつては15年以上、臨床講師にあつては7年以上の者 (2) 各専門領域に関する臨床教育の実績及び学会発表等を含む研究上の業績を有する者 (3) 原則として満66歳未満の者
18	規定を設けて実施している。
19	臨床教育に協力する医療機関等の優れた医療人に対し称号を付与し、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的としている。臨床教授等の選考は医療機関等の臨床現場における豊富な経験を有し、優れた臨床能力と教育能力を有する者を教授会議で諮り学部長が行う。臨床教授等に給与等は支給しない
20	大学で臨床教授等の称号付与に関する規程が設けられており、それに沿って毎年度称号付与を行っている。現在のところ対象は附属病院に留まっている。
21	臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的として、本学科が行う臨床・臨地実習等の臨床教育に関し、本学科が委嘱する学内外の保健医療機関等の優れた医療人に対して、称号を付与している。
22	実習施設より推薦された実習指導者に対し臨床教授等の称号を付与している。
23	選考基準を定め、委員会にて履歴書と業績を確認の上、各実習施設の看護部長に臨床教授、副看護部長に臨床准教授、師長及び指導担当者に臨床講師の称号を付与している。
24	臨床教授・准教授・講師の規程を作成し、任命している
25	学生の臨床教育(臨床実習を含む)に協力いただいている本学科以外の優れた医療人に対し、称号を付与して臨床教育の充実を図っている。
26	臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対して臨床講師の称号を付与し、臨床教育の指導体制及び教育内容の充実を図っている。臨床講師は、所属する実習協力機関等において、保健学科と実習協力機関等との間で作成された臨床教育カリキュラムに基づき臨床実習指導等を行っている。
27	臨床教授:看護部長 臨床准教授:教育担当副部長
28	実習施設で学生の実習効果を高め、対象施設との連携を強化するために導入。
29	学内教育と臨地教育との連携を強化し、より充実した臨地教育を実施するため、理事長は、本学の4学科及び大学院健康科学研究科の臨地実習を行う病院又は施設等において豊富な経験を有する優れた臨地・臨床実習指導者に対し、臨地教授、臨地准教授又は臨床講師の称号を付与することができるものとする。令和6年度看護学科臨床教授等任命者数78名。
30	施設の実習受け入れ体制をととのえ、日々の実習指導を行える体制をととのえる。学生とのカンファレンス・反省会に参加して、学生の看護者としての対象者のアセスメント力、コミュニケーション力、看護技術等の実践力、態度等の育成の一翼を担ってもらう。
31	臨地実習指導者等で、その方の教育業績・研究業績によって職階を定めている。
32	主に大学院修士課程でのNPや助産師養成を行う実習先の指導者を任命
33	本学看護学科生の臨地教育の充実及び実習効果を高めるために、協力機関等と協議の上、臨地実習指導者を配置するものとし、その中から特に優れた専門職者に対して臨地実習教授または臨地実習准教授等の称号を付与することができるものとする。
34	実習施設の適切な人材を適用している
35	・臨床教授を任命し、臨床現場での講義や臨床指導者の指導、大学内授業で講義の講師を依頼している。
36	臨地実習に携わる看護師(主に管理職)に称号付与を行っている。
37	病院等の看護管理者から推薦された看護者に対し、基準に基づき称号を付与している。しかし、称号を付与してもその役割を十分に発揮していない臨床教員が存在したため、「臨床教授等の称号付与に関する規程」を見直し、選出基準等を改訂した。令和6年度から改訂した規程を運用することとし、令和5年度中に全ての臨床実習施設の責任者に規程改訂の趣旨を説明し、協力を要請した。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

38	●●県の主要な病院の専門医や看護部局長を臨床教授として任命し、学内の講義や臨床の実習などでの学生の指導、育成に協力をいただいている。
39	臨床教授は臨床教育機関等の看護部長、副看護部長等の職にある者、臨床講師は同看護師長・実習指導者等の職にある者として、臨床教育機関等が推薦し、本学が承認している。任期は1年で、臨床教授と教授との懇談会を開催するなど、指導体制の充実に努めている。
40	・実習指導者に対する臨地実習講師を依頼した。 ・県内の中核的な実習施設の看護部長を対象に臨地実習教授を依頼した。
41	選考基準は、臨床経験年数により、①臨床教授(20年以上の臨床経験)、②臨床准教授(15年以上の臨床経験)、③臨床講師(10年以上の臨床経験)となる。臨床教授等の称号は、臨床実習施設に常勤し、実習教育に直接携わる看護師、保健師等であり、65歳以下である等の要件を満たして選考された者に付与する。なお、臨床教授等としての謝金は支給しない。
42	臨地教授制度を導入。学内教育と臨地教育との連携を強化し、より充実した臨地教育を実施するため、臨地実習を行う病院又は施設等の臨地・臨床実習指導者に対し、臨床教授、臨床准教授又は臨床講師の称号を付与。
43	臨床教授称号付与に伴い、学部教員のFD研修にも参加できる体制をとっている。
44	実習施設の所属長から条件に合致する候補者の推薦を受け、教授会で臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の認定を行っている。
45	本学の学生が臨床実習等を行う施設の経験豊かで優れた看護職者を臨床教授、臨床准教授又は臨床講師として委嘱する。
46	看護教育講師の制度を導入している。本制度は、本学附属病院の看護師を看護部長が推薦し、大学の審議会が承認する。看護教育講師は、看護学学生への講義、演習への参画、実習指導への協力、指導者への支援・指導等を行う。
47	臨床教授、臨床講師の称号を授与している。
48	本学の臨床教授等の称号付与要項に基づき、臨床教授、准教授、講師を選考する。選考にあたっては、医療機関等申請のあった候補者の履歴書を実習運営部会で確認し、人事教授会の議を経て決定する。
49	看護学部における看護学教育の充実を図るため、臨地実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して、看護学臨床教授、看護学臨床准教授又は看護学臨床講師の称号を付与し、職位に応じた役割を果たしていただく。
50	看護師長や指導者を臨地教授に任命し、臨地実習での教育を実施していただいている。
51	1年任期で教員の推薦により任命している。報酬はなし。
52	看護部長や教育担当副部長が候補者です。
53	大学と連携協定を結んでいる実習病院長あてに、臨床教授等の推薦を依頼し、推薦があった看護職員に対して規定に基づいて称号を付与する。臨床教授等は主に学生の技術的指導にあたる。
54	基準に則って称号を付与している。学内の講義、演習や臨床講義を一部担当して頂いている。
55	附属病院看護部より、基準に沿った人物が推薦され、教育連携が図れるようになっている。
56	実習指導を行う附属病院の看護師長等に対し、臨床教育教授等の称号を付与(3年更新)
57	●●●●プロジェクトとして、本学とNPO法人が協同し、地域の医療・福祉関係者への講演会や実技研修会を開催している。このプロジェクトとして摂食嚥下障害研修に、臨床教授制度を導入している。
58	臨床教授等の称号は、協力機関等に所属し、本学の臨地教育等に携わる保健医療福祉機関等従事者に付与している。臨床教授等は、その所属する協力機関等において、本学の学生に対する臨地実習等の管理及び指導を行うものとしている。
59	看護栄養学部看護学科の教育の質向上を目的に、県立病院の看護職員を臨床教授等に任命している。規定に沿って、毎年学部長が医療施設看護管理者から看護職員の推薦を受け、大学が任命している。
60	実習病院等で大学教育に参画する人に授与している。現在、該当者なし。
61	臨地実習先である各医療機関等から本学部の臨床教授等として推薦があった実習指導に携わる優れた看護専門職者に対し、当該者の教育、研究、実務等の経験日数や所有する資格等に応じて、「臨床教授」「臨床准教授」「臨床講師」の称号を付与することで、臨床教育における指導体制の充実を図るもの。
62	臨地実習における指導体制の充実を図るため、臨地実習協力施設に所属する実習指導者に対して、看護学部長の申請に基づき、学長が臨床教授、臨床准教授及び臨床講師の称号を授与している。
63	臨床教授等の称号付与
64	1. 臨地教員の称号付与 2. 大学図書館の開放および所蔵図書の貸出(5冊/2週間)
65	委嘱状の発行(学長名)
66	関連病院2施設の看護部長が特任教授として兼務発令されている
67	・学部実習施設実習担当者への非常勤教員委嘱・発令 ・本学大学病院実習担当職員への称号付与(臨床教授・臨床准教授・臨床講師)
68	大学教員と臨床教員の話し合いの場を設け、学生の実習における目標を共有し効果的な実習環境の調整や高い成果に向けた協力体制の強化をしている。看護学科・看護部連携委員会が発足し規約を検討中
69	臨床教育に関し本学が委嘱する学外の保健医療機関等(臨床教育機関)の優れた医療人に対して称号を付与し、もって臨床教育の指導体制の充実を図っている。
70	本学における臨床医学、産業医学教育及び看護学臨地実習並びに卒後産業医研修などを充実させるため、その趣旨に協力し得る学外の医療機関、産業保健機関、事業所等に所属する医師、看護師及び技術者であって一定水準の経験を有する者。(現時点では対象者なし)
71	本学看護学部における実習教育に協力する医療機関において、臨地教育等に優れたものに対する称号の付与等に関して必要な事項を定め看護実践の教育の指導体制の充実を図るとともに看護の向上を図ることを目的として、臨地教授の称号付与と制度を導入している。
72	本学附属病院で実習指導にあたる看護職者に対し、看護臨床教員の併任発令を行っている。
73	実習病院との連携強化、臨床教育の充実を図ることを目指して制度を運用している。臨床看護教授、臨床看護准教授、臨床看護講師のそれぞれについての規程を設け、候補者について病院看護部と事前協議を行い、教授会の審議を経て学長が任命する。現在、臨床看護教授1名、臨床看護准教授2名、臨床看護講師8名、計11名に称号を付与している(看護学学士・修士・博士の学位を有している者、高度実践看護師、臨床経験等に基づき選考)。
74	大学の教育及び臨床実習指導に携わる保健医療福祉の専門職者であり、専門分野について優れた知識と豊富な経験を有しかつ教育に熱意を有する者のうち、教育上必要があると認められる者に臨床(地)教授等の称号を付与する。
75	保健、医療、福祉の現場における豊富な経験を有し、本学の教育の理念に賛同する者で、原則として臨地実習協力病院又は施設等の常勤職員である者とする。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
H. よろしければ制度の内容等について、具体的にご記入ください。

Q26—H

76	実習施設に対して臨床教授制度の案内と推薦を行い、被推薦者の役職と専門領域に関する臨床教育実績、学会発表等を含む研究上の業績、専門看護師・認定看護師制度等による資格について、本学の基準を基に付与する称号を定め、学部教授会での審議・承認後、証明と共に付与している。
77	2022年度に規程を作成し、2024年度からの運用に向けて実習施設との調整を行った。
78	学園内講師として講義依頼。実習指導において調整役及び直接の学生指導。
79	平成25年度より臨床教員を導入し、講義や演習、実習指導を依頼している。
80	学部、大学院ともに臨床教授、臨床准教授
81	看護部長、師長、病棟ごとの実習担当者を臨床教授(准教授・助教含む)に任命し、実習前後に実習の企画・運営について会議をしている。
82	教授会や研究科委員会において、臨床教授等の適任者に対する意見を聴いて、学長が称号を付与する。付与する期間は原則として2年とし、延長ができる。給与や謝金等の報酬は支給しない。臨床教授等は看護学実習の指導にあたり必要な協力を行う。
83	本学の臨地実習の指導に協力する医療機関に所属し、かつ臨地実習において学生の指導に当たる者で、実務経験が15年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が10年以上)には臨床教授、実務経験が10年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が8年以上)には臨床准教授、実務経験が8年以上の者(博士若しくは修士以上の学位を有する場合は実務経験が5年以上)には臨床講師の称号を付与している。
84	臨床(臨地)実習にご協力いただいている医療機関等の優れた医療人の方々に対し、臨床教授、臨床准教授、臨床講師、臨床助教(以下「臨床教授等」)の称号を付与するもので、これにより臨床教育の一層の充実を図ることを目的としている。
85	看護部長を「臨床教授」、看護副部長を「臨床准教授」に委嘱している。複数領域が使用している実習施設の看護部長等に臨床教授等を依頼し、実習の受け入れなどを配慮してもらっている。
86	大学院にて導入している。講義や演習にて実践から得られる知見等を主に学生に教授いただいている。
87	臨床教授の選出方法等については、各臨地施設から推薦をいただき、提出された履歴等を参考に本学委員会において承認している。
88	臨地実習の受け入れ組織で学生教育への貢献が顕著で規定を満たす方に臨床教授や臨床准教授の称号を付与している。実習領域の教員からの推薦を受け書類を審査の上、教授会から大学運営会議に推薦する。
89	臨床教授、臨床准教授、臨床講師の付与
90	本学専任教員との連携により、臨地実習カリキュラムの統括、運営、学生指導等を実施していただく。
91	実習病院の看護部 部長・副部長・師長・主任・臨指を臨床講師として委嘱している
92	臨床教授等の規程を定め、教授会で承認されたのち、臨床教授等を委嘱している。実習施設における指導のほか、学内ではゲストスピーカーとして招聘している。
93	本学部の臨地実習指導に関わる学外のすぐれた医療人に対し、臨床教授・臨床准教授の称号を付与している。臨床教授・臨床准教授連絡会議を開催し、本学教員と臨床教育の指導体制の充実を図る。臨床指導者、教員がともに実習のより良いすすめ方、指導のあり方について検討し、学生の看護実践能力の向上につなげる。
94	全実習施設に案内し、希望者に臨地教授等の称号を付与
95	主たる実習施設の看護部長を臨床教授、CNSの授業を担当する専門看護師・認定看護師を臨床講師に任命。
96	臨床経験年数と実習指導にかかわる職員について看護部長の推薦により臨床教員として委嘱している。
97	各科目内で実習施設の医師や看護師が外部講師・非常勤講師として、授業を行っている。
98	指導に関わる臨床の医療従事者に臨床教授等を付与している
99	主たる実習施設の看護部長を臨床教授として委嘱し、臨床実習指導の強化を行っている
100	称号の付与。
101	臨床教員規程を制定し、学外機関に所属し、看護学実習の教育等に当たる看護師等で特に優れた知識、技能及び教育能力を有する指導者に臨床教員の称号を付与している。
102	本学臨床教育の指導体制充実を図ることを目的として、協働する学外の優れた医療人に対する称号の付与に関して必要な事項を定めている。大学院の臨床教授会を2回/年実施し、うち一回は実習中の学生の単位認定を行うための評価を実施している。
103	各分野長による推薦及び上申、学部内の選考基準に沿って書類審査を実施している。年度ごとに委嘱している。
104	主たる実習施設の4看護部長を臨床教諭として任命している。
105	規定はあるが運用できていない
106	活発に活動していない。
107	毎年度、基準を満たす実習施設に対し、推薦依頼を行い、付与を行っている。
108	地域の実習先の指導者の方の中から優れた方を地域医療教育教授または准教授としている。
109	臨地実習に協力する学外の医療機関等の保健医療従事者に対し、臨地教授等の称号を付与し、臨地実習指導体制の充実を図る。
110	キャリア形成に関する講義実施。看護倫理。
111	実習施設の指導者・長や実務者に対して称号を付与、実習のあり方について協議している
112	臨床経験及び臨床実習指導経験が本学の教育上必要なもので通算10年以上の臨床経験者を臨床教授に、10年未満の適格者は臨床講師として委嘱できる。
113	客員教授として授業を担当してもらう
114	毎年、主要な病院の看護部長に臨床教授を依頼している
115	看護実践教育の指導体制の充実を図るため、臨地教育に協力する医療機関等の優れた者に対し称号を付与することができる。
116	大学の規程に基づき、臨床教授、臨床准教授等を委嘱している
117	本学の臨床教育の充実を図ることを目的に、本学の教育課程に定める臨地実習及び臨床実習等の指導に協力する医療機関等に所属し、本学の臨床教育に携わる医師等に対し、称号の付与を行っている。
118	一定の基準を満たす方に臨地教授、准教授、講師の称号を付与し、実習運営および指導の充実を図っている。
119	実習施設の指導者を対象に、臨床教授等の称号を1年間付与している。
120	本学における臨床教育の指導体制および卒業後臨床研修の充実を図るため、本学の臨床実習および卒業後臨床研修に協力・連携する本学以外の医療機関等の優れた医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師への称号を授与することがある。
121	実習施設指導者について、担当領域教員が推薦し、学科の承認を得て称号を付与し、主に教育について協力を得ている。
122	実習病院の幹部(医師・看護師)と非常勤講師を担うスタッフについて、臨床教授～講師として任命しているが、特別な機能は果たしていない。
123	本学で定めた基準に基づき、実習施設より推薦された実習指導者に対して、臨地教育教員の称号記を授与している。
124	業績の評価ではなく、実務上の評価として得点化している(役職の評価や学会における評議員など)。
125	国際看護学部の隣地実習を含む教育に協力を得る学外の医療機関等の優れた看護職者に対し、隣地教育の指導体制の充実を図ることを目的に称号を付与する制度。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも〇〕

その他※1

1	(小児)実習先の看護師の多忙さ(老年)外部の実習施設を使用しているため、コロナ感染症対策が附属病院とは違うこと。外部の実習施設は感染対策が厳しく、臨地実習中止の可能性がクール毎にあり、ギリギリの調整が必要である。
2	大学病院精神科病棟には、特性上、身体合併の患者など患者層に偏りがあるため、学生が受け持つ患者が従来の統合失調症や気分障害などの精神疾患患者を受け持つ機会が著しく減少している。
3	臨地・病棟が多忙であり、小児看護学として小児病棟での実習が入院期間の短縮もあり、学生が受け持ち学ぶための適切な患児が不足している。医療的ケア児支援法も成立しており、今後療養の場の拡大も進むため、現状に併せた臨地実習を検討する必要があると考える。
4	(在宅)実習謝金が安すぎる、(地域・老年)教員・学生共に旅費負担が大きい、交通の便が良くない地域では学生の移動手段に困る
5	複数の施設で実習を行うため、施設による学生の実習環境にばらつきが生じている。
6	助教が施設に1日張り付いている体制を変更したいが、スタッフ不足であり、教員に施設内にいてほしいという要望がある。実習期間中の助教の研究時間の確保が難しい。
7	個人情報保護との関連から、実習記録の管理、取り扱いが難しくなっている。
8	他の養成校との実習施設の調整:他の養成校と重ならないように調整しているが、実習施設にとっては学生実習が続くことに負担がかかっている。また遠方の実習施設になってしまっています
9	【成人】コロナ禍において、見学実習を含め、まったく実習を受け入れてもらえない時期があった 【精神】実習謝金以外の費用発生時の対応について学生の自己負担が発生した
10	①【基礎】時間管理ができない、記録が書けない等で、実習指導に時間を要する学生が増えてきた。
11	在宅:実習施設(訪問看護ステーション)で受け持ちをさせていただき利用者の医療的支援内容について、その技術の質と意義に係る問題が医師による指示によるものであり、改善が中々対応困難な問題である。毎年継承される利用者のため、問題が継続している。
12	本学は統合カリキュラムであり、全員が保健所・市町での実習をする必要がある。学生の人数も多いため、県内市町のほとんどに協力いただくことで実習は成り立っている。遠方に向き宿泊する学生も多く、近年宿泊費や交通費が値上がりしている関係で学生の自己負担額も多くなっている。 また、本学が導入しているGoogleWorkSpaceやMoodleを実習でも活用したいが、実習施設ではWifi環境が整っていないことも多く、ネット環境を整えることが課題である
13	病院のCOVID19感染予防対策に則り、実習内容等の調整を要した(成人看護学実習・看護学統合実習・政策医療看護学実習)
14	県内全域で実習を行うため、交通手段の確保。移動に関する費用が学生の自己負担であるため、配置施設により不公平感を感じる学生がいること。
15	R7導入予定の電子実習記録に対する課題
16	・実習非常勤講師の時間数、謝金金額ともに必要に足りていません。 ・実習中は時間外に学生との緊急連絡が必要な場合もあり、現在はやむを得ず教員個人の電話番号を学生に周知している状況ですが、個人情報の管理を考えると適切な方法ではないように感じます。
17	【精神】 ・個人情報を守るために臨地実習時の個別教育が随時必要だが人手が不足、記録のデジタル化を検討する時期にきていると思うがまだ対策が追いついていない。 【在宅】 ・実習に使用する備品(体温計、血圧計、パルスオキシメーター、訪問カバン、レインウェア、ヘルメットなど)の購入、整備等が必要。 ・実習施設によっては、自転車準備する必要があり、搬送や整備に費用がかかる。 ・実習施設によって、準備物品等が異なるため、調整が煩雑。
18	【小児】 ・Covid-19感染対策のため半日となっていた実習を2023年度後期より1日の実習に戻していただけた。しかし、臨地での実習日数はCovid-19感染拡大前の7日間には戻していただかず、1日減の6日間に減らされたままとなった。 【成人】 ・現在、実習に係る臨時教員を大学が配置してくれているため上記3の項目(教員の不足)にチェックは入らないが、領域教員が常勤2名という現状のため臨時教員を外された場合は上記3の問題が浮上し、教育の質を落とす選択しなくなることが懸念される。
19	実習施設が大学から遠隔地であり交通費・宿泊費が学生負担であるが高額となる 本来、褥婦とその新生児を対象とした実習を行いたい、少子化のため症例数が少なく、学生2名で1名を受け持っているが、不足することがある(母性) 小児医療センターにて実習を行うために、感染対策、医療安全に対する配慮、重症患児とその家族への対応に関する実習困難感(小児) 臨床実習指導に専念できる指導者が配置されていない(成人)
20	・科目目的に合致した患者選定が困難なことが多い④ ・実習指導者が患者選定や実習オリエンテーション等を担当するのみで指導者として機能していない⑥
21	どの領域も、新型コロナウイルス感染症対策に関して急遽実習受入れ病棟が変更になったり、受入れ条件に合わない学生対応が必要となった。
22	新型コロナウイルスワクチン接種を求められる
23	【基礎】上記6, 10, 13の課題から、実習施設を変更したい場合に、別の施設に空きがないので変更できない。 【在宅】実習施設の公共交通機関の利便性が悪いこと
24	母性看護学実習では、少子化により、受け持つ対象者が著しく減少している
25	実習施設として以前は確保できていた地域包括支援センターの確保が困難となり、受入人数・日数が減少している。
26	実習単位が1単位であるため、実質的な臨地での学習は3日で、どんなにまとめて補完しても、学習の途中で実習が終わる状況にある。
27	コロナ禍から5類に移行はしたが、コロナ禍前のような実習展開は難しく、一定の人数制限があり日程調整が難しい。受け持ち患者に対する同意書をお願いしているも同意が得られないケースもあり、受け持ちが難しくなっている。
28	他校との競合
29	新型コロナウイルス感染症を踏まえた各種制限
30	実習に臨む学生のレディネスを高めること、適切な身だしなみや態度を身に付けることといった、実習以前の課題に多くの指導を要する。
31	実習施設の駐車場利用に制限があるもの、近隣の有料駐車場が少ない
32	対象施設の減少、教員の不足により、これまでのような実習スタイルでの継続は難しいと感じている(母性)。
33	学生数に対する教員数が不足しているため、学習過程を知らない教員に応援してもらっている。
34	(母性)実習施設から、他校との実習重なりにより、実習中止もしくは実習可能期間の短縮を余儀なくされたため、別の実習施設を探さなくてはならなくなった。
35	学生が記録をする場所の確保が厳しい
36	(地域)学生の交通費・宿泊費の負担、(小児)病棟内の学生の居場所の確保
37	小児:受け持ち可能な患者が少ない。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも〇〕

その他※1	
38	(在宅)感染症が終息しないために実習時間が限られ、特に感染対策として教員の施設立ち入り制限がある場合、学生指導を直接行えない、施設内カンファレンスを指導者・学生・教員の三者が揃って行えない等の困難があった。また、学生の急な体調変化により、急遽実習施設と協議・調整しなければならなかった。
39	実習施設が遠方である。
40	老年:実習施設が本学附属病院ではないため、教員に何かあった時に移動に時間がかかり、調整が多大に必要なになる。本学附属病院で実習ができればこのあたりも柔軟な対応が可能ではと思うが、他の領域が本学附属病院に入ってしまったため難しい。 在宅:実習先から自転車のレンタルを求められており、労力、費用がかかる。
41	病院が合併するにあたり、実習受け入れが無くなった。受け入れ再開時に以前と同様数の学生を受け入れてもらえるのか今後の課題である。
42	精神:臨地に教員が常時ついていなくてはならず、臨地指導に教員2名配置しなくてはならないため実習にかかる人件費が高い。 成人:臨地実習施設において学生が使用できる休憩室やカンファレンスルームなどが不足している施設がある。
43	小児領域:保育園では子どもの数の不足、小児混合病棟では2人受け持ちが増えている
44	⑦在宅:訪問看護ステーション実習以外の実習について
45	・高齢者施設は、COVID-19によって実習の受け入れが急きょ不可となることもあったが、2施設のみであった。 ・実習内容について説明しても部署レベルで理解が異なり、実習目標に到達できるような実習にならないことがある(部署管理者の課題)。
46	母性看護学実習:実習施設において母性実習と助産実習が重複しており、受持対象選定の際、助産学生の実習を優先されるため、看護学生が対象を受持てないことがある。また、実習病院が助産学生の実習配置を優先的に受け入れているため、助産実習が終了した残りの期間に母性実習を配置するため、同時期に実習施設を複数使用して母性実習を配置しなければならない。
47	今後も小児病棟の縮小、閉鎖の見込みが今後も見込まれ、現状のカリキュラム規定に則った小児看護学実習をクリアするのが益々困難な状況である。冬季間の実習であるため、交通障害や感染症蔓延により、実習が中断することがある。
48	グローバルヘルス領域
49	コロナ5類移行後も従前と変わらない対応が求められる。接触者の抗原検査・PCR検査が多い。 5日～10日過ぎなければ患者の側にいけない状況が続いている。5類対応ではないので困っている。 臨地指導者(病院の実習指導担当者)が指定されているが機能不足である。 教員経験が浅いため、教員への指導に時間を要する。 実習施設が、公共交通機関を利用しても通学に1時間半以上かかる施設がある。
50	地域・在宅看護学 ①実習先のすべてが大学周辺にあるわけではないので、時期によってやや遠方にある実習先に、一部の学生を配置しなければならないことがある。そのため、教員としてはできるだけ学生たちの負担の無いよう、少なくとも70～80分以内で通学できるように考慮しているが、どうしても90分程度通学にかかる一部の学生が出てしまうことで、やや遠方の実習先に配置された学生からは不平、不満が出ることもある。実習場所をできるだけ大学周辺に集約したいが、受け入れ状況に限界があり、実習場所を大学に近い地域に事業所にすることが難しい状況である。その一方で、特に大学周辺の事業所を中心に新たな実習施設の開拓も試みているが、ほとんどの事業所が既に他大学の実習を受け入れていたり、訪問看護師の人材不足で、学生指導にまで手が回らないということで、新たに本学学生の実習を受け入れてもらうことが難しい状況にある。②一部の実習施設で、実習謝金やや高額な事業所がある。そのため、できるだけ実習謝金の安い実習施設に学生を配置し、経費節約するよう努力しているが、現実的には学生を受け入れてくれる実習施設数がぎりぎり、どうしてもやや高額となる事業所にも学生を配置せざるを得ない状況がある。
51	実習施設における感染症発症による実習受け入れ困難
52	領域実習だけでなく、その他の実習を含めて教員の負担が大きい
53	実習施設によっては、公共交通機関によるアクセスがない。 休憩室やカンファレンス場所の不足(13実習環境に関する課題)に含まれるかもしれませんが)
54	実習施設が遠方であること
55	実習施設内で感染症発生があると実習受け入れが急遽中止となる。 ・地域移行支援を具体的に学べる実習施設が確保できない。 ・今年度からデイケア実習を半日、もしくは見学30分間と短くなった。 ・小児実習のため感染のリスクが高く、感染してしまい実習を欠席する学生が多くなる。 ・実習当日に担当患者が決定するため、疾患の理解が難しかったり、学生自身も患者のイメージがつかめずに不安が強い。
56	実習場が多数かつ広範囲のため学生の通学の負担が大きい。
57	⑥指導者が日替わりで指導内容に差がある。管理者の教育態勢の偏り。
58	感染対策として、病院によっては37.0℃以上の場合は施設のICTに確認してから来院するなど、学生の体調について対応に時間を要する。
59	実習施設が遠方である時の学生の負担増
60	閉鎖病棟での実習時、教員・学生とも施設の鍵の貸出がなく、病棟の出入り、NSステーションへの出入りなどがスムーズに行かない。
61	保育所実習では、検便検査代金が別途かかる。また、子どもの発達を考えると、マスクを外して実習を行った方がいいが、感染対策のためマスク着用で実習させてもらっている。子どもを主体とした看護を教育する上ではジレンマがあり、課題と考える。
62	訪問先への自転車移動
63	教員の質の調整困難
64	指導者は指導のつもりで言っていることが、学生の受け止め方はハラスメントという認識のときもあり、微妙な違いがある。具体的な指導の在り方も考えないといけないと思っている。
65	③受け持ち患児がないと、病棟ではなく学生控室待機となる病院がある ⑤就職者数によって実習受け入れ人数を決める施設がある ⑥学生控室、ロッカーの不足
66	実習施設として、病院だけでなく地域における社会復帰関連施設での実習も必須だが、適当な施設が少ない。
67	広範囲に実習施設があるため、移動時間の負担がある学生や教員が多い。(在宅、母性)
68	統合看護
69	成人(慢性期):実習施設が遠距離であること、最寄駅からバスの運行が少ないことで駅から施設までタクシーを利用。経済的な負担とタクシー予約が困難である。
70	母性:①少子化と妊産婦のハイリスク化の影響で、正常経過にある産後の対象者数が絶対的に少ない現状である。 ②基礎知識の定着に課題のある学生が微増している。 統合:①1勤務帯、複数患者の受け持ちという、指定規則で謳われている本来の統合実習の目的がシャドウイングでどこまで到達できているのかの評価しにくい。
71	公共交通機関の交通手段(特に朝)

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題がありますか。〔各いくつでも〇〕

その他※1

72	母性:どこの施設も母性実習の空きがなく、又産科の減少により受け入れ施設もなくなってきている。 今後どのように母性実習を行っていくかが大きな課題である。 成人:受け持ち患者の在院日数が短いために2週間の実習でも複数名を受け持つことになり学生の学習が追いつかないことと、 学生の負担が高くなっている。 在宅:領域内での方向性の統一が困難、他領域との連携が困難。大学の予算申請外の物品を必要時購入できない。 制限が厳しい。
73	持病をもつ学生の関り方に時間を要する。(成人、在宅、母性、基礎)
74	実習が遠方で拡散している。授業と実習が同時進行するため、実習指導に支障が出る。感染症のクラスター(ノロウイルスや新型コロナウイルスなど)発生による実習制限が生じることがある。
75	実習先より『実習を受け入れているが、就職者が少ない』との意見がある。
76	実習の受入れに対する学生の検査(抗体検査、結核検査など)がまちまち。

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
 I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。〔各いくつでも○〕

その他※2

1	看護学科全領域で行う看護学総合実習
2	統合実習(看護学総合学習)
3	クリティカル
4	地域看護学
5	地域ケア
6	地域
7	防衛看護学
8	看護管理学
9	看護管理学
10	総合看護学実習
11	地域
12	地域看護学
13	公衆衛生
14	全領域の全教員(地元創成看護学実習)
15	統合実習
16	地域看護学領域、管理看護学領域
17	看護管理学実習
18	助産
19	統合実習、緩和ケア領域
20	看護管理学
21	公衆衛生看護学
22	地域看護学実習
23	地域
24	公衆衛生看護学
25	公衆衛生、地域看護(在宅)、成人で欠員が生じている。
26	看護管理
27	地域看護(公衆衛生看護)領域
28	・救急災害看護学 ・看護マネジメント実習(看護管理)
29	地域
30	「暮らしと発達の実習」(正常な幼児と高齢者の発達を学ぶ実習)
31	統合実習
32	統合看護学
33	統合看護学実習
34	総合看護
35	成人期の入院患者が少ないため、受け持ち患者の選定に苦慮している。
36	地域看護学、小児看護学
37	統合実習
38	地域看護学領域
39	統合実習
40	公衆衛生看護学
41	国際・災害看護学領域
42	総合看護実習
43	統合科目:生活の中の実習(1年生)看護の統合と実践実習(4年生)
44	統合
45	公衆衛生
46	国際公衆衛生看護学
47	基礎看護学実習Ⅱ(領域横断/連携科目)
48	地域体験実習、総合看護実習
49	クリティカルケア看護学実習
50	公衆衛生看護学領域
51	地域
52	公衆衛生看護学
53	看護実践発展領域(主として4年生科目を担当)
54	地域看護学
55	統合実習
56	クリティカルケア看護
57	総合実習
58	統合看護学領域
59	公衆衛生看護学
60	看護管理
61	公衆衛生
62	公衆衛生 保健師教育
63	成人看護学(慢性期)
64	公衆衛生
65	統合看護実習
66	総合実習
67	⑧地域
68	看護管理:1 国際看護:2、3、4、9

Q26. 2023年度における貴大学の実習施設等との教育連携についてお伺いします。
I. 看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題がありますか。[各いくつでも○]

その他※2

69	統合実習
70	管理または関連職種連携論実習
71	公衆衛生看護学領域
72	公衆衛生(統合実習)
73	海外における実習費が為替による影響を受ける(国際看護学領域)。

Q27. 2023年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
 C. 保健師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。【いくつでも〇】

その他	
1	実習内容として求める学習内容を経験できる活動が不足していると感じる。口頭での説明で終わってしまうことも多く、どのように学生に経験させるかが課題。
2	教員・学生ともに旅費負担が大きい、交通の便が良くない地域では学生の移動手段に困る。実習地までの移動に時間がかかる。
3	・実習に係る交通費や宿泊費に関する補助等、学内での基準が整備できていない。 ・実習に関する教材費や通信費等の学内経費が不足している。
4	実習施設までの交通費に差がある
5	<p><実習施設の不足、確保困難について> 実習先の職員の産休、育休、新人保健師の入職等により実習指導体制の確保困難を理由に実習受け入れをお断りされた施設が3か所あった。 県内の4大学と実習期間が一部重複しているため、受け入れが困難となっている。 <受け入れ人数の制限> 本学は学生の自家用車の利用が禁止されているため、保健師の軽自動車(社用車)に同乗して地域の事業に参加している。そのため3人までの受け入れ人数の実習施設もある。 <経験できる事業の不足について> 高齢化率の高い地域では、出生数が少ないことや小児科医の確保が難しい。そのため乳幼児健診や母子家庭訪問の機会が少なくなっている。家庭訪問を体験できない学生もいた。 <実習環境に関する課題> 実習が遠方であり利用できる公共交通機関が少ない。そのため、学生の実習時間に合った電車やバスがない実習地域もある。周囲に安価な宿泊施設がないため、毎朝5時に起床し、実習施設まで通学している学生もある。交通費も高くなっている。 <その他の課題> 本学では、5月中旬から6月中旬にかけて実習が行われるが、その期間に多くの自治体で採用試験が行われている。それにより保健師就職希望学生にとっては採用試験が優先課題となるため、保健師実習に専念できていない状況がある。</p>
6	実習施設と直接交渉し、多くの施設から協力を得て実習が実施できているが、実習指導者の不在や業務多忙、人材確保困難等により実習受け入れが難しい施設が増えてきているため苦慮している。また、ほとんどの学生が保健師コースを選択するため、限られた教員・実習施設数のなかでの教育の質の担保や学生の学習意欲向上が課題となっている。保健師就職者希望者は限られており、学生によって保健師資格取得の意欲が大きく異なるため、実習指導者と学生の思いに乖離が生じることがある。
7	本学は統合カリキュラムであり、全員が保健所・市町での実習をする必要がある。学生の数も多いため、県内市町のほとんどに協力いただくことで実習は成り立っている。遠方に向き宿泊する学生も多く、近年宿泊費や交通費が値上がりしている関係で学生の自己負担額も多くなっている。 また、本学が導入しているGoogleWorkSpaceやMoodleを実習でも活用したいが、実習施設ではWifi環境が整っていないことも多く、ネット環境を整えることが課題である。
8	県内養成機関全体で調整会議を行っているが、受け入れ単位に制限と他の養成校との調整があり、希望する実習施設の確保が難しい。・教員の確保が難しく、不足がある。
9	保健所、保健センター、産業と1人に3カ所準備するため施設が多く調整が困難。
10	公共交通の衰退により、実習施設への移動手段の確保が難しい。
11	実習先が保健所・市町村以外に、中核市、政令指定都市となっており、実習で学ぶ内容に差がある、中核市、政令指定都市の場合は保健所業務の実習内容が不足している。また家庭訪問や地域活動が少ない自治体があり、地区に対する学習が不足する傾向にある。実習指導者の質によって実習が左右されることがある。
12	受持ち患者(対象者)の不足
13	遠方での実習施設となる場合、宿泊費、交通費について学生に負担がかかる。
14	実習内容の不十分さ。個人情報の保護を建前にカンファレンスなどに参加させてもらえない。
15	ガソリン(燃料費)の高騰により学生が負担する交通費が上昇している。
16	●●より実習受け入れ人数を20名から15名に減員するとの通知があり、2026年度入学生から定員を15名に減員することとなった。
17	巡回指導、指導案指導、実習に関わる仕事が多く、1名の教員では難しさがある(きめ細やかな指導を必要とする学生の増加)
18	実習地が遠く宿泊が必要とところがある。
19	実習内容以前のマナー(服装や遅刻、トラブル時の対応など)に関する指導が以前に増して必要になってきている
20	就職試験時期と実習時期が重なることがある。 大学から遠方の実習施設が多い。そのため、学生も教員も実習施設に行くことそのものが大変である。時に学生は実習施設の近くに宿泊を要する。
21	実習先(遠方)への交通費・宿泊費の学生負担が大きい。
22	実習で地方に長期滞在するにあたっての宿舍の確保の困難(実習施設との距離があり時間と費用を要する、学習環境としての宿泊部屋の課題)
23	実習施設(保健センター)の所管事業でなければ、実習調整が難しいこと。自治体内の保健師配置部署で広く実習をさせたいが、叶わない。
24	遠方施設への宿泊費用
25	実習までに必要な講義時間の不足、実習後の振り返り時間の確保困難
26	グループ活動ができる規模の学生数が揃っていない
27	実習前の準備に必要な時間を十分に確保することが難しい
28	特別区内の区によっては保健所・保健センターのうち、保健センターのみでの実習となり、保健所での実習の受け入れをしてくれない、もしくは半日の見学のみなどのところが多く、保健所での学びが十分ではない。
29	実習先が遠い
30	就職試験時期と実習時期が重なることがある。

Q27. 2023年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
F. 助産師課程に関わる実習で課題や問題はありますか。[いくつでも〇]

その他

1	複数の大学・大学院・専攻科が同時に同一施設で分娩介助実習を実施しているため、分娩介助実習などでは、実習順序など教員間・学生間での調整が必要となる場面が多い。このような課題に向けて予め実習施設利用学校間での調整が行われているが、実際には実習期間中の分娩施設の集約や分娩予約数の増減、加えて分娩介助ケースについても確保困難(受け入れ拒否)等が重なり、実習進行途上において多くの調整や日程調整などが生じ、実習環境はますます厳しくなっている。
2	出生数減少が顕著なため、分娩介助例数10例程度が確保できない。分娩期実習の早急で根本的な改革が必要である。臨床の若手助産師の分娩介助が優先であるとの施設でも言われる。当然の主張であるため、臨床助産師が行う分娩介助を見学し、アセスメントやケアはご指導の下で学生が実施する形でも、何らかの経験としてカウントしてもよいのではないか。
3	附属の大学病院はハイリスク妊産婦がほとんどを占め、助産師学生の受け持ち対象者には該当せず、正常分娩の介助件数(学生1人あたり10例以上)を確保することが難しい。夜間・土日も含めて常時実習するため、高度医療の中で安全な分娩を確保できる助産実習指導者が不足した。一方、教育機関ではない個人の産科診療所では実習指導適任者が得られにくい。出産件数が減少している。
4	・実習受け入れ施設の多大な協力のもとに、実習を進めることはできている。しかし、分娩件数の減少、帝王切開分娩の増加に伴い、分娩介助10例程度に到達することが難しくなっており、週末の実習、夜間延長の実習が必要である。どちらかと言えば、分娩介助の実習が中心となるため、妊娠期の助産診断と助産技術、母乳育児支援に関する実習、ウイメンズヘルスに関する実習は希薄になってしまう。 ・分娩介助のために実習期間の延長が余儀なくされており、助産学実習として配分している単位数と乖離してきている。学部における助産師課程であるため、看護学関連の読み替え科目の見直しも必要になってきている。 ・近隣で、閉院する産科施設が増えてきており、今後助産学実習の実習施設の確保が困難となってくる事態は想定される。 ・8番の課題に関連するが、指定規則の学生1名につき分娩介助10例を到達するために、休日・夜間延長や実習期間の延長を行っている。学生にとっては、3点課題がある。①学生の体調管理:実習スケジュールを適宜変更し、体調管理に対する配慮を行っている。②一部科目を読み替えて助産学実習の単位数を少なく設定しているが読み替えの意義が失われている。助産学実習の延長に伴い、他の開講科目に関してスケジュール確保が困難となっている。③分娩介助実習を優先させる実習構成になりがちであり、分娩期以外の周産期の助産ケアやウイメンズヘルスに関する実習は少ない。教育サイドの問題:教育:学生定員通り養成することが困難である。教員:実習期間が長く、看護・助産業務における負担がある。指導者:教員不在時および祝祭日における学生指導に対する負担がある。
5	①助産学課程に対する教育実習経費の予算立てが無いため経費の継続した確保が難しい。そのため学生は、助産学実習に高額な自己負担を負う必要がある。具体的には分娩介助実習に係る宿泊費や光熱費、交通費など一人当たり約10万円、加えて大学院科目の海外派遣実習が必修科目であることから渡航費および滞在費として一人当たり約10万円、合計20万円程度である。②大学院の助産師教育では指定規則対応科目(31単位以上)と大学院科目(30単位)を2年間で履修する必要があるため、学生は時間的制約やマルチタスクに伴う心身の負担が大きい。特に、助産学実習と研究活動の両立、助産師国家試験対策および就職活動など並行することが課題である。
6	実習施設の多くが本学より遠い。全国的な出生数の減少や晩産化(合併症妊娠や不妊治療の増加)、助産教育の大学院化(他学は看護師資格を持って助産実習を行っている)等により、本学学生の受け持てる症例が少なく(産婦の実習承諾がなかなか得られない)、また、開学以来行ってきた病院の寮室を借りての実習や時間外実習がコロナ禍以降に認められなくなり(相対的に実習時間が減少)、実習期間(9週間)のうちに規定の数の分娩介助を行うことができないため、期間を延長し、規定の数を達するよう調整している。
7	・少子化での制約があり、リアルな分娩取り扱い10例は非常にハードルが高い設定である。 ・校内実習で分娩介助実習を行う場合、対応する教員の時間的・教育的介入の負担が多い。
8	宿泊先がない
9	実習費が学生の自己負担であるため、学生への経済的負担が大きい。それを補うためのアルバイトを行うことから、学業に専念できる時間的余裕がなく学生への負担が途方もなく大きい。
10	教員が実習施設を複数(2~3施設)受け持っているが、それぞれの施設から教員の常駐を求められる。特に夜間帯や休日等で「教員が同席するなら実習可能」という場合があり、教員の時間外労働につながっている。 コロナ禍の影響を受けた学生では、看護基礎教育で経験した内容のばらつきがあるため、演習での工夫がこれまで以上に必要になっている
11	府内で助産師養成校が増え、実習施設・実習期間確保に苦慮している。 分娩は夜間に多いが、夜間に実習できるのは1施設のみである。 夜間・休日に実習を行う場合、教員も実習指導が必要であり、過重労働となる。
12	分娩件数の確保のため、遠方の分娩施設で実習を行わざるを得ず、宿泊費や交通費で学生に負担がかかる。
13	分娩数が減少している。
14	今年度で実習施設からの受け入れが終了し、現時点で次年度の実習施設が確保できない状況にある(課程開講の見通しが立たない)。少子化で閉院した産科施設が多数あり、教育課程(助産)も近隣・近県に新設されたことから、10例/名の分娩介助をすることが非常に困難である。新規実習施設の開拓に際して(依頼時)の問題としては、施設側に助産師学生の①指導経験がない、②指導体制がないといった課題もあり、実習施設の確保を難しくさせている。
15	修士の定員を修論コースも含めてではあるが、20とあるのは開設当初のことであり、そのまま教員数が減少し、少子化、妊産婦のハイリスク化などの社会的背景を受けてかなり困難な状況となっている。
16	(助産)助産実習を指導可能な中堅以上の助産師の不足から夜間の実習が行えず、分娩介助件数を満たせないため受け入れ人数の制限にもつながる。現状より実習施設を増やすためには、担当教員の増加などが求められ、結果として実習施設の確保が困難となる。
17	助産師教育課程の1年から2年課程への改組。
18	実習施設までの距離が遠い。学生の往復する交通費、宿泊費など高い、身体負担あり。
19	夜間や休日に分娩待機や実習をせざるを得ず、学生や教員の体調への影響が大きい
20	出生数の減少、ハイリスク分娩の増加により、指定規則の「実習中分べんの取扱い」については、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経産分べん・頭位単胎とし(略)」の体験が困難。
21	遠方施設への宿泊費用、宿泊施設の確保
22	実習施設が確保できても、日本全体が少子化のため分娩件数が少ない。
23	あるクリニックの実習指導者との教育観のちがいが大きい。助産学実習は苦しくて、つらくて、泣くのが当たり前、という古い認識がある。学生の出来ていないことをあら捜して指摘する。実習後半になっても指導者が両手を重ねて、指導者主体の分娩介助なので達成感が無い。指導者の威圧感が大きく、学生が萎縮して何も言えない状況をなんとかしたい。
24	コロナ後の少子化のため分娩件数が激減しており従来通りいかない。1人の学生が10例の介助を行うまでの実習期間がコロナ以前より長期になった。そのため学生の負担が増している。
25	修士の定員を修論コースも含めてではあるが、20とあるのは開設当初のことであり、そのまま教員数が減少し、少子化、妊産婦のハイリスク化などの社会的背景を受けてかなり困難な状況となっている。
26	実習施設訪問(実習指導)が遠方に及ぶことによる教員の金銭的・時間的な負担

Q27. 2023年度における貴大学の保健師、助産師および養護教諭の教育課程についてお伺いします。
I. 養護教諭1種の教育課程に関わる実習で課題や問題がありますか。[いくつでも○]

その他

1	看護学科に設置されている課程のため、実習時期期間に制約があり受け入れ先より度々クレームがきている。 上記と同様の理由により、教職課程科目が8割程度は集中講義かつ土曜日及び春、夏、冬休みの開講となり学生への負担が多い、看護師養成のカリキュラムがタイトであり通常的时间割には教職課程の授業がはいらなくなっている。
2	課程開設後3年目であり、まだ実習を実施していない
3	看護学実習と養護教諭実習との日程調整が難しい。実習先への公共交通機関が少なく、学生の移動に支援が必要である。
4	実習ノート等、電子システムの高額化
5	養護実習は、2025年度より始まります。
6	実習までに必要な講義時間の不足、実習後の振り返り時間の確保困難
7	実習施設までの交通の便が悪いこと

Q30. 2023年度の看護系の学部・学科、大学院の学内研究費についてお伺いします。〔各数値回答〕

その他

1	教育研究基盤経費(学生分)
2	職責に応じた研究費の配分率を定めておらず、職責ごとの平均金額を算出することが困難であるため、2023年度の研究経費執行額を現員数で除した金額を「その他」として記載しています。
3	<p>職種毎に単価は設定しておらず、研究室の所属人数に応じて研究費の配分額を決定している。 1人講座:610,000円、2人講座:748,000円、3人講座:885,000円、4人以上所属講座:1人当たり269,000円 また、上記に加え、次の項目が加算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科研費申請加算分:科研費申請者1人当たり100,000円 ・大学院生の受入 :博士課程前期(修士課程)学生1年次生1人当たり64,000円、1年次生以外67,000円 博士課程後期(博士課程)学生1年次生1人当たり143,000円、1年次生以外156,000円 (留学生の場合は1人につき30,000円が加算) ・研究生の受入 :1人につき1月あたり1,300円 (留学生の場合は1人につき10,000円が加算)
4	●●●●医療研究センター臨床教員
5	上記は基本研究費。業績に応じて加算あり。
6	その他学長が認める者
7	非常勤助手、臨時助手
8	特任教員
9	特任教員
10	特任教授
11	特任教員
12	本学は「講師」の役職なし
13	特別研究費Ⅰ(科研費等公的研究費への申請を要件とし加算、2件まで)、特別研究費Ⅱ(地域研究所の事業への参加を要件とし加算、2件まで)。なお研究費は研究旅費150,000円を含む(助手のみ旅費含め150,000円)
14	副学長・教授
15	令和4年4月以降に就任した教員の研究費は、職位に関わらず270,000円です。
16	看護教育研修センター(認定看護師養成課程)の教員
17	実験講座については、教授956,000円、准教授510,000円、講師385,000円、助教252,000円
18	”旅費交通費(一人あたり年配当):教授:127,000円、准教授110,000円、講師91,000円、助教81,000円 共同研究費:3,200,000円(学部内公募)”
19	教育講師
20	特別契約教員(Ⅱ種教授)、(Ⅱ種准教授)、(Ⅱ種講師)等
21	大学院教員の研究費
22	学部、大学院ともに職位によらない
23	看護学研究科において「特別研究M」「特別研究D」の主旨導教員には、研究費の加算があり、学生一人あたり50千円とし、履修する学生数に乗じた金額としている。
24	看護研究担当者に5万円
25	研究計画書により選抜されたもののみが付与
26	教員の研究業績により、追加配分あり
27	特任教授240,000円、大学院・特別研究指導教員150,000円
28	前年度に外部研究資金への申請があった教員(外部研究資金による研究を実施中の教員も含む)など要件を満たしている教員については、上記金額に職位ごとの所定金額を増額する。
29	特任教授
30	学内特別研究費制度(金額は1課題上限50万円)
31	助教に対する研究促進助成金を20万円/年として配布し、学内研究費と合算して使用することができる制度を設けている。
32	大学院教員の研究費
33	大学院担当者は50,000円を増額
34	学会出席等助成費は全教員に対し、20万円
35	特任教授
36	特任教授
37	嘱託講師
38	学部研究助成金として若手研究者支援を行っている
39	65歳以上の特任教員は、一律200,000円となる
40	スポーツ・健康科学部特任助手
41	1年間の教育・研究実績を申請することにより、あらかじめ学部で決めた評価基準を基に、評価の高い方から順に、全学部教員の半数に10万円の補助がある。

Q31. 2023年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 看護学実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。 (交通費)必修科目に限り、公共交通機関の利用代金(主要駅ー実習施設最寄り駅間)を補助 (宿泊費)総額、50,000円を上限に一人当たり20,000円を超える宿泊費を支出額により傾斜配分(宿泊費に食事代が含まれる場合は朝食500円、夕食800円を除く)
2	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
3	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
4	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
5	【交通費】 自家用車:大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関:大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。 タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。 車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。 【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。
6	・交通費実費 ・保育園実習の際の検便費用全額
7	交通費の一部補助
8	遠隔地(●●地方)での実習について、医学部講演会から交通費として補助金を支給している。 5000円/人(但し、●●町は6000円/人)
9	交通費の補助
10	学生により負担が偏らないよう予算(70万円)の範囲内で交通費等を補助している。
11	MMVRのワクチン接種費用・抗体価検査費用について各1回3000円を上限に助成。B型肝炎ワクチンは4回目の接種費用を3000円を上限に助成。
12	抗原検査等補助。
13	現住所または保護者等住所から実習先までの往復交通費(1kmあたり25円)及び片道が50km以上の場合は宿泊費(1泊4,000円)を補助
14	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
15	大学後援会から学生一人あたり36,000円を実習助成金として補助している。
16	(特定の)病院の駐車場料金
17	実習施設に送迎するための借上げバス費用、宿泊費用
18	後援会加入者のみが対象。学生から申請があった交通費・宿泊費の実費額を後援会予算の範囲内で補助。
19	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費又は宿泊費を助成する。
20	・宿泊1泊7,000円上限・交通費 自家用車:走行距離1kmあたり20円(片道10km以内は対象外)、高速料金実費(30km以下は対象外)
21	3万円を超える金額の交通費・宿泊料に対し、4万6千円を上限に補助する(後援会加入者のみ・在学中1回)。
22	1人1日あたり4,000円、1週5日まで宿泊費を補助。
23	臨ⅠⅡ:1,000円~2,000円 臨Ⅲ:10,000円
24	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
25	移動費および宿泊を伴う場合の滞在費。移動費は公共交通機関の実費。滞在費は日額上限5000円(食費含まない)
26	新型コロナウイルス等に係るPCR検査及び抗原検査キット費用の補助
27	遠方の実習施設へは、後援会がバスを借り上げて送迎を行った。
28	宿泊を伴う場合、1泊5,000円を補助
29	学外臨地実習の交通費補助 ※上限は毎年見直しを行う
30	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が、2年次・4年次生は1万円、3年次生は2万円を超える場合、「(交通費-1万円(2万円))x0.8」を計算して算出された金額を補助する。
31	4000円以上の宿泊費に対して、2000円の補助
32	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
33	実習施設へ支払う実習委託料金額 基準額超過分の交通費
34	交通費:原則として自己負担であるが、自宅から実習施設までの距離が20kmを超えている場合は実費補助をしている。宿泊費:宿泊を伴う実習では、大学から宿泊先までの交通費(往復)および宿泊費(5,000円を限度)を補助している。
35	交通費等が合計8,000円を超えている場合、超えた額を補助。タクシー利用は実習施設までの補助。
36	宿泊費補助 1泊4,000円
37	交通費(バス借上げ)1,337,400円、その他(腸内細菌検査費)18,000円、PCR検査・抗原検査費(父母会補助) 1,043,119円
38	宿泊費半額補助 上限 3,000円
39	交通費の補助。
40	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助

Q31. 2023年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 看護学実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
41	1人1泊5,000円を上限に宿泊費を補助している。
42	一部の交通費
43	後援会からの補助金として、各学会へ分配された金額を実習延べ数で割り、実習1週当たりの金額を算出し、各学生が実習を実施した週数を掛けて分配額を決定している。
44	交通費：公共交通機関での通学が難しい施設は最寄り駅から実習施設までのタクシーチケットを配布(上限なし) 宿泊費：実習日前日の宿泊費を全額負担(上限なし)
45	遠隔地の実習については、1泊1,000円を減じた金額の宿泊費を補助している。(上限4,000円)
46	実習施設の集合時間に始発を利用して間に合わない場合、宿泊費の補助として、2,000円/日を補助する。
47	1年生に実施する実習のみ交通費を全額支給する。
48	保護者会から交通費と宿泊費の助成有り。詳細はQ36に記載。
49	実習を行う学生全員が看護学校総合補償制度「Will」に加入しており、その加入掛金の半額を大学が負担している。
50	1泊4500円の宿泊費補助
51	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っています。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額を補助対象とし、計算方法は「交通費総額－実習日数×1,000円」です。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用しています。
52	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合、交通費または宿泊費を補助
53	学校から実習地までの送迎(費用は学校負担)
54	宿泊費用免除の条件 ①●●●●地区のグループ施設で実施される実習 ②自宅から実習施設までの移動時間が公共交通機関を利用して1時間30分以上を要する場合 ③2日以上連続する実習
55	保健師課程のみ遠方の実習に対し交通費・宿泊費補助
56	交通費：タクシー代
57	交通費：自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,120円を超える分を大学が補填する。 宿泊費：自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
58	実習交通費について往復1,000円を超える額を負担している。
59	実習施設までの通学時間が2時間30分以上を越える者については申請により、宿泊費(1日上限5000円)の半額を負担する。
60	交通費
61	遠隔地実習での交通費、宿泊費の補助。
62	実習施設までの交通費、宿泊が必要な施設での実習の場合の宿泊費。
63	宿泊費条件：①始発列車に乗りしても集合時間に間に合わない場合 ②通学時間が片道1時間30分以上必要な場合①・② いずれかに該当する学生は宿泊を認める
64	宿泊が必要な学生は、1泊千円を徴収し、残額は大学が負担している
65	遠方の実習施設への交通費、腸内細菌検査費、抗原検査費の全額補助
66	実習費への交通費や通学時間が規定を超える場合には、交通費の補助や宿泊費の補助の支援をしている
67	市外の実習の交通費及び宿泊費を大学が負担
68	PCR検査および抗原定量検査(実習施設から求められた場合に限り、PCR検査17,550円、抗原定量検査6,160円を上限に補助)
69	交通費、宿泊費
70	タクシー代金(一部の実習場所のみ)
71	交通費20000円から超過分、宿泊地からの往復全額、指定施設外宿泊費1泊6000円、指定施設宿泊費全額、宿泊施設への生活備品運搬費全額、事前健診・検査費用全額
72	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗りしても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、新型コロナワクチンの接種の有無にかかわらず、実習施設からPCR検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
73	交通費について、800円を超える実費を補助
74	基礎看護学実習(1年次)に限り、附属病院を除く実習施設への移動に係るタクシー代を負担した。
75	実習先までの交通費補助(該当者のみ)
76	交通費：自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる往復1,500円以上の額で、上限1,500円まで補助。
77	遠方への実習における交通費、宿泊費の一部補助
78	通学経路上の駅を起点として片道30kmを超える場所での実習の場合、交通費および宿泊費を支給する。支給額は往復料金の65%、宿泊費は一泊5,000円とする。
79	通学に1時間以上かかる場合は、宿泊等を推奨する。宿泊費は上限6,000円。
80	交通費(1日1000円を超えた額)、宿泊費(1日上限6000円)
81	市外実習の交通費補助、宿泊費補助

Q31. 2023年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
F. 在宅看護実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
1	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。総額、50,000円を上限。 (交通費)必修科目に限り、公共交通機関の利用代金(主要駅ー実習施設最寄り駅間)を補助 (宿泊費)総額、50,000円を上限に 一人当たり20,000円を超える宿泊費を支出額により傾斜配分(宿泊費に食事代が含まれる場合は朝食500円、夕食800円を除く)
2	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
3	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
4	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
5	【交通費】 自家用車:大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関:大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。 タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。 【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。
6	・交通費実費
7	交通費の一部補助
8	遠隔地(●●地方)での実習について、医学部後援会から交通費として補助金を支給している。 5000円/人(但し、●●町は6000円/人)
9	学生により負担が偏らないよう予算(70万円)の範囲内で交通費等を補助している。
10	現住所または保護者等住所から実習先までの往復交通費(1kmあたり25円)及び片道が50km以上の場合は宿泊費(1泊4,000円)を補助
11	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
12	後援会加入者のみが対象。学生から申請があった交通費・宿泊費の実費額を後援会予算の範囲内で補助。
13	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費又は宿泊費を助成する。
14	・宿泊1泊7,000円上限・交通費 自家用車:走行距離1kmあたり20円(片道10km以内は対象外)、高速料金実費(30km以下は対象外)
15	交通費のうち高速道路利用料の一部を後援会から助成している。
16	看護学実習の一部であるため、「C.」に含まれる。
17	1人1日あたり4,000円、1週5日まで宿泊費を補助。
18	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
19	移動費は公共交通機関の実費または車両による送迎。2023年は宿泊はなし。
20	新型コロナウイルス等に係るPCR検査及び抗原検査キット費用の補助
21	宿泊を伴う場合、1泊5,000円を補助
22	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が2万円を超える場合、「(交通費-2万円)x0.8」を計算して算出された金額を補助する。
23	訪問看護ステーション利用者宅間の移動手段として、自転車レンタル代を補助している。
24	4000円以上の宿泊費に対して、2000円の補助
25	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
26	実習施設へ支払う実習委託料全額
27	交通費:原則として自己負担であるが、自宅から実習施設までの距離が20kmを超えている場合は実費補助をしている。
28	交通費等が8,000円を超えている場合、超えた額を補助
29	宿泊費補助 1泊4,000円
30	PCR検査・抗原検査費(父母会補助) 117,693円
31	当初想定していなかった訪問看護ステーション利用者宅までの交通費が発生し、実習関連経費より補助した。
32	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助
33	遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
34	1人1泊5,000円を上限に宿泊費を補助している。
35	交通費:公共交通機関での通学が難しい施設は最寄り駅から実習施設までのタクシーチケットを配布(上限なし) 交通費:市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費:1泊4,500円までの額
36	遠隔地の実習については、1泊1,000円を減じた金額の宿泊費を補助している。(上限4,000円)
37	訪問看護ステーションから利用者宅への移動に公共交通機関を利用した場合、その実費
38	実習施設の集合時間に始発を利用して間に合わない場合、宿泊費の補助として、2,000円/日を補助する。
39	保護者会から交通費と宿泊費の助成有り。詳細はQ36に記載。
40	1泊4500円の宿泊費補助
41	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っています。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額は補助対象とし、計算方法は「交通費総額ー実習日数×1,000円」です。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用しています。
42	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合、交通費または宿泊費を補助
43	公共交通手段がない施設への移動にタクシーを利用せざるを得なかった場合、上限5,000円を超えた分を補助。 宿泊費用免除の条件
44	①●●●●地区のグループ施設で実施される実習 ②自宅から実習施設までの移動時間が公共交通機関を利用して1時間30分以上を要する場合 ③2日以上連続する実習
45	交通費:タクシー代

Q31. 2023年度の看護師養成のための実習経費等についてお伺いします。
 F. 在宅看護実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容	
46	交通費：自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,120円を超える分を大学が補填する。 宿泊費：自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
47	実習施設までの通学時間が2時間30分以上を超える者については申請により、宿泊費(1日上限5000円)の半額を負担する。
48	交通費・宿泊費について補助があり、宿泊費は自宅から実習先まで片道90分以上を要することが補助の条件となっている。1泊の補助上限は2,000円である。交通費の補助は、実習先施設と大学間の距離等を勘案して補助する。
49	実習施設までの交通費、宿泊が必要な施設での実習の場合の宿泊費。
50	市外の実習の交通費及び宿泊費を大学が負担
51	PCR検査および抗原定量検査(実習施設から求められた場合に限り、PCR検査17,550円、抗原定量検査6,160円を上限に補助)
52	交通費、宿泊費
53	タクシー代金(一部の実習場所のみ)
54	交通費20000円から超過分、宿泊地からの往復全額、指定施設外宿泊費1泊6000円、指定施設宿泊費全額、宿泊施設への生活備品運搬費全額、事前健診・検査費用全額
55	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗車しても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、新型コロナワクチンの接種の有無にかかわらず、実習施設からPCR検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
56	交通費について、800円を超える実費を補助
57	交通費：自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる往復1,500円以上の額で、上限1,500円まで補助。
58	遠方への実習における交通費、宿泊費の一部補助
59	交通費(1日1000円を超えた額)、宿泊費(1日上限6000円)
60	市外の場合の交通費

Q32. 2023年度の保健師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 保健師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

1	学外実習(市外)において、交通費は実費、宿泊を伴うものについては宿泊費を実費(1泊上限5,000円)支給している。
2	後援会費から交通費及び宿泊費について一部補助がある。
3	遠隔地での実習の際の宿泊費の一部を補助している。
4	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
5	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
6	<p>【交通費】 自家用車: 大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関: 大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。 タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。</p> <p>【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。</p>
7	・交通費実費、宿泊費全額
	・小、中学校における実習時の給食費全額
8	遠方への実習に係る交通費、日当(1,100円)、宿泊費(8,000円/1泊)
9	学生により負担が偏らないよう予算(70万円)の範囲内で交通費等を補助している。
10	宿泊費補助(上限1泊2,000円)
11	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
12	宿泊費用
13	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費又は宿泊費を助成する。
14	・宿泊1泊7,000円上限・交通費 自家用車: 走行距離1kmあたり20円(片道10km以内は対象外)、高速料金実費(30km以下は対象外)
15	遠方の実習の場合の宿泊費実費補助
16	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
17	移動費および宿泊を伴う場合の滞在費。移動費は公共交通機関の実費。滞在費は日額上限5000円(食費含まない)
18	新型コロナウイルス等に係るPCR検査及び抗原検査キット費用の補助
19	後援会から1泊1,500円を上限とし、宿泊費の補助を行った。
20	宿泊を伴う場合、1泊5,000円を補助
21	学外臨地実習の交通費補助
	※上限は毎年見直しを行う
22	宿泊費 上限54,000円/人
23	宿泊費補助額として1人1泊当たり3000円を限度として支給している。
24	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)x0.8」を計算して算出された金額を補助する。
25	遠方実習の交通費・宿泊費を補助している。
26	4000円以上の宿泊費に対して、2000円の補助
27	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
28	実習施設へ支払う実習委託料全額
29	宿泊費: 宿泊を伴う実習では、宿泊費(5,000円を限度)を補助している。
30	学生が支出した交通費等を合計し、一人当たりの平均支出額の1/3程度を補助。宿泊費は1泊あたり上限6,000円を目途に、大学から実習施設までの公共交通機関を利用した場合の所要時間が片道2時間以上かかり、かつ宿泊を希望した場合や、諸事情で科目責任者が認めた場合、大学予算より支出する。
31	宿泊費補助 1泊4,000円
32	PCR検査・抗原検査費(父母会補助) 93,086円
33	●●県外での実習に対し、交通費・宿泊費を補助
34	宿泊費半額補助(3,000円上限)
35	・実習に伴い、県内遠方の施設で宿泊した学生の宿泊施設利用費を補助 ・往復2000円を超える交通費について、2000円を差し引いた額を補助
36	交通費、宿泊費(上限5,000円)、資料印刷費(2,000円分クオカード配布)
37	宿泊費(片道1.5時間以上)1泊 5000円程度
38	交通費・宿泊費の補助。
39	学外の実習施設への交通費について、自宅から大学までの通学平均金額(1,500円/日)を上回る金額を補助 遠方実習の場合には、事前申請に基づいて宿泊費の実費(一泊上限5,500円)を補助
40	1人1泊6,000円を上限に宿泊費を補助している。また、実習先での現地移動について、公共交通機関での移動が難しい場合、タクシー代を補助している。
41	実習時間内における実習施設間移動に係る交通費
42	交通費: 市内均一区間の1往復分を超える額 宿泊費: 1泊4,000円までの額
43	遠隔地の実習については、1泊1,000円を減じた金額の宿泊費を補助している。(上限4,000円)
44	実習施設内での移動に伴う交通費
45	実習施設の集合時間に始発を利用して間に合わない場合、宿泊費の補助として、2,000円/日を補助する。
46	保護者会から交通費と宿泊費の助成有り。詳細はQ36に記載。
47	宿泊費(上限5,500円/泊)と交通費は実費を補助している。
48	遠方の施設で実習を行う学生には、宿泊補助(1泊あたり7,000円)がある。

Q32. 2023年度の保健師養成のための実習経費等についてお伺いします。
C. 保健師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

49	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っています。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額は補助対象とし、計算方法は「交通費総額－実習日数×1,000円」です。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用しています。
50	大学から20km以上かつ住居から30km以上の場合は、交通費または宿泊費を補助
51	実習施設までの移動用レンタカー借り上げ代金
52	上限2,000円/泊で宿泊費の補助を行っている。
53	交通費・宿泊費
54	交通費：電車代、宿泊費：ホテル代
55	交通費：自宅から実習先(通学定期区間外)の交通費について、1日あたり往復1,120円を超える分を大学が補填する。なお、●●方面での実習は、片道1,020円(往復2,040円)を超える交通費を補填します。 宿泊費：自宅最寄駅から実習先までの通学時間が1時間30分を超える場合、かつ、●●駅から実習先まで25分以上かかる場合の宿泊費について、1泊あたり2,000円を超える分を大学が補填する。
56	対象学生に保健師養成実習費として10万円納入してもらい、交通費や宿泊費等は「実習旅費補助」として支出しています。なお、現在時点まで実習費を超えての補助はございません。
57	実習施設までの通学時間が2時間30分以上を超える者については申請により、宿泊費(1日上限5000円)の半額を負担する。
58	履修費の中から還元し、交通費、宿泊費が支給される。
59	公共交通機関がなく、遠方の地域の宿泊費。
60	遠方の実習施設への交通費全額補助
61	実習地への交通費や通学時間が規定を超える場合には、交通費の補助や宿泊費の補助の支援をしている
62	市外の実習の交通費及び宿泊費を大学が負担
63	PCR検査および抗原定量検査(実習施設から求められた場合に限り、PCR検査17,550円、抗原定量検査6,160円を上限に補助)
64	交通費、宿泊費
65	タクシー代金(一部の実習場所のみ)
66	自宅から実習施設までの通学時間が片道2時間を超える場合や始発に乗車しても集合時間に間に合わない場合は、宿泊施設の手配及び自宅から宿泊施設までの1往復分の交通費補助を行っている。また、新型コロナワクチンの接種の有無にかかわらず、実習施設からPCR検査を一律求められた場合は、原則として検査費を大学が負担している。
67	通学定期券使用区間以外の交通費ならびに学生の居住地から片道1時間30分以上の移動時間を要する施設の実習は、宿泊費(シングル素泊まり料金)を大学で負担した。
68	交通費：自宅から実習施設への公共交通機関使用にかかる往復1,500円以上の額で、上限1,500円まで補助。
69	保健所で遠隔地になる可能性の補助(3,000円)
70	通学経路上の駅を起点として片道30kmを超える場所での実習の場合、交通費および宿泊費を支給する。支給額は往復料金の65%、宿泊費は一泊5,000円とする。
71	遠方実習(地域生活援助論実習Ⅰ)の際の宿泊費のみ全額保護者会より補助しています。
72	遠方の実習施設で宿泊を伴う場合は一定額を補助
73	交通費(1日1000円を超えた額)、宿泊費(1日上限6000円)
74	市外の場合の交通費補助、宿泊費

Q33. 2023年度の助産師養成のための実習経費等についてお伺いします。
 C. 助産師養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

1	学外実習(市外)において、交通費は実費、宿泊を伴うものについては宿泊費を実費(1泊上限5,000円)支給している。
2	交通費のみ補助(原則、公共交通機関の料金としている。)
3	学生の住居から最寄駅又はバス停を基準に、実習先施設までの交通費を後援会からの補助により支給している。なお、公共交通機関のみの利用(定期券区間を除く)とし、自家用車の利用は認めていない。ただし、路線がない場合は集合してタクシー乗車も可としている。
4	遠方の実習施設への交通費
5	宿泊費補助(上限1泊2,000円)
6	後援会から遠隔地への交通費・宿泊費の一部補助(適用に関する規定あり)
7	宿泊費用
8	県内の遠隔地の施設にて実習を行った場合、保護者で構成される後援会から交通費又は宿泊費を助成する。
9	3万円を超える金額の交通費・宿泊料に対し、4万6千円を上限に補助する(後援会加入者のみ・在学中1回)。
10	距離、時間等により利用できる公共交通機関に限りがあるため、大学負担でバスやタクシーを手配したり、さらに遠方の場合には宿泊先を大学負担で手配している。
11	実習期間中の宿舍等借上げについては、大学予算より支出(ただし、光熱水費は学生負担)
12	2023年度より課程を開設したため実習なし。
13	1泊1,500円を上限とし、宿泊費の補助を行った。
14	実習期間の全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円) \times 0.8」を計算して算出された金額(上限8万円)を補助する。
15	実習期間の宿泊費総額の半額(ただし交通費は含まない)
16	出発地は大学を基準とし、実習地が大学から概ね片道60km以上の遠隔地となる場合(学生居住地や実家から片道60km未満となる場合を除く)、宿泊のためだけにかかる費用(食費、水光熱費、駐車場代、インターネット代等は含まない)を1日2500円を上限として補助
17	実習委託料の一部(3週間分を上限)
18	宿泊費:宿泊を伴う実習では、宿泊費(5,000円を限度)を補助している。
19	・実習に伴い宿泊した学生の宿泊施設利用費を補助
20	助産学実習の補助(宿泊費・交通費)
21	交通費(新幹線)、宿泊(夜間待機、片道1.5時間以上)1泊 5000円程度
22	宿泊費について全額補助を行っている。
23	実習施設の集合時間に始発を利用して間に合わない場合、宿泊費の補助として、2,000円/日を補助する。
24	助産所および実習施設近辺の宿泊費用、レンタル家電リース料、備品や荷物の運搬費用を全て合算した金額の半額(500,000円を限度)を補助する。
25	保護者会から交通費と宿泊費の助成有り。
26	実習用通学定期券の申請および交通費補助を行っています。1日あたりの交通費が往復1,000円を超える場合、1,000円を超える金額が補助対象とし、計算方法は「交通費総額-実習日数 \times 1,000円」です。切符の購入より通学定期券の方が安い場合は、交通費の総額は通学定期券の金額を適用しています。
27	宿泊費等を大学が一部補助
28	対象学生に助産師養成実習費として30万円納入してもらい、交通費や宿泊費は「実習旅費補助」として支出しています。なお、現時点まで実習費を超えての補助はございません。
29	実習交通費について往復1,000円を超える額を負担している。
30	実習に行く交通費として年間上限20,000円を超えた分の実費
31	PCR検査および抗原定量検査(実習施設から求められた場合に限り、PCR検査17,550円、抗原定量検査6,160円を上限に補助)
32	交通費20000円から超過分、宿泊地からの往復全額、指定施設外宿泊費1泊6000円、指定施設宿泊費全額、宿泊施設への生活備品運搬費全額、事前健診・検査費用全額
33	交通費について、800円を超える実費を補助
34	交通費については、県外実習施設への移動にかかる公共交通機関料金、夜間帯の分婉介助にかかるタクシー料金等、宿泊費については、県外実習施設に限り宿泊費(シングル素泊まり料金)を大学で負担した。

Q34. 2023年度の養護教諭1種養成のための実習経費等についてお伺いします。
 C. 養護教諭1種養成実習に対する学生への補助金の有無とその条件についてご記入ください。

具体的内容

1	<p>【交通費】 自家用車: 大学から実習施設間の移動及び宿泊先から実習施設間の移動について、本学で定める1km当たりのガソリン代を基に算出した金額を補助。 ただし、有料道路使用料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。 公共交通機関: 大学から実習施設間の移動、宿泊先から実習施設最寄り駅の往復、離島への往復フェリー料金、及び車両運搬費を補助。 ただし、領収証があるもののみを対象とし、学割が利用できるものは学割料金とする。 タクシー乗車料及び片道距離3km未満の場合の交通費は支給しない。離島への移動について高速船、飛行機等の使用は妨げないがフェリー代金の支給となる。 車両運搬費は1グループに1台分のみ支給する。 【宿泊費】 素泊まり料金のみ補助する。駐車場代、食費等は支給しない。</p>
2	<p>実習期間の全交通費(宿泊費含む)が1万円を超える場合、「(交通費-1万円)×0.8」を計算して算出された金額を補助する。</p>

Q36. 本調査に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

	16-Q30補足 配分の規定はあるが、実際は教育経費として使われることが多く、この額面通りではないです。
	19-Q33-B補足 1分娩当たり8,000円の経費がかかります。
1	11-Q23-H 学生 受入 ・私費外国人留学生学資援助金として、学部・修士・博士2年生以上で、地域交流の参加を条件に、奨学金を学内で公募。 ・交換留学生、国費留学生および一部の私費留学生に、留学期間中キャンパス内にある留学生寮「●●大学国際交流会館」の居室を用意。(宿泊費・光熱費は学生の個人負担) ・交換留学生の入学検定料、入学料、授業料は協定に基づき原則、不徴収。 学生 派遣 ・短期留学(派遣)奨学金:学術交流協定を締結している外国の大学へ留学する学生(交換留学)を対象とし、月額4万円若しくは一括15万円又は10万円を給付 ・短期海外研修奨学金:外国の高等教育機関等で6か月未満の短期研修を行う学生を対象とし、1件9万円を上限に給付 ・ハロー・Vドラッグ 海外研修奨学金:海外の大学、研究機関及びこれに準ずる機関において単位取得又は専門の研究を行う大学院生を対象とし、授業料・登録料・渡航費(上限30万円)及び滞在費(月額8~12万円)を給付 ・交換留学の留学期間が●●大学の学期を超える場合、当該学期の授業料を免除している。
2	スプレッドシートにして学内で共有しても形式が崩れないようなシステムで作っていただければありがたいです。
3	Q26 H 実習にご協力いただいている医療機関等の優れた医療人の方々に対し、臨床教授(以下「臨床教授等」)の称号を付与するもので、これにより臨床教育の一層の充実を図っている。 全ての外部実習施設の管理者または指導者さんに、臨床教授等の称号付与を行っている。
4	調査項目数が多すぎる、また非該当項目について繰り返し回答を求められる、さらに回答できない(大学として把握していない)質問が多い等の回答負担があることに加えて、調査倫理(調査は各大学の自由意志による任意の回答に基づくものであり、強制ではないこと、また回答の有無ならびにその内容により不利益がないこと等)が説明されておらず、問題である
5	「B. 看護系の学部・学科、大学院の国際交流協定校・施設の学校数(施設数)を国別にお教えてください。」で収まらなかった大学数を質疑応答集No92に従って下記のとおり記載します。 英国2校、中国2校、アルゼンチン1校、サモア1校、パプアニューギニア1校、パラオ1校、フィリピン1校、ボリビア1校、マーシャル1校、ラオス1校 毎年調査を実施しているが、具体的に看護学教育政策、看護政策に向けて、本結果をもとにどのような提言が行われ、看護系大学をとりまく環境にどのように還元されているのかよくわかりませんが、その件に関してどこかで情報公開されているのでしょうか。
6	Q28-Aの「その他」は、保険費用5,370円及び後援会費58,000円の合計です。
7	Q14 修士課程・博士課程前期及び博士後期課程の入学定員について ⇒ 募集人員は保健福祉学研究科全体で博士前期課程20名、後期課程5名としており看護領域の入学定員は定めていない。 Q28B 初年度学生納付金について 入学料 ⇒ 県内在住者282,000円、県外在住者564,000円 入学料、授業料は学部・大学院とも同額である。
8	Q28A並びにQ28Bの入学金については、県外の者の金額を記載しており、県内の者の場合は226,000円となります。
9	○追加情報 Q28中、AとBの入学金について、県内在住の場合は、141,000円となっています。
10	実習補助の教員は特任職員として常勤雇用しておりますので、時間給の設定はありません。
11	Q35 2023年度の看護系の学部・学科についての補足 該当者は謝金辞退のため時給0円と記載しておりますが、通常は時給1200円となります。
12	【追加情報】 ・学部入学試験の志望時に性別を確認していないため全員「女」にて回答。 ・入学金:県内の者は282,000円
13	コロナ禍が収束後も感染管理の継続は必要です。このため、感染管理により制限がありながらも次世代の看護職の育成には、実習施設と大学との連携・協働をさらに強化し、教育に力を注げる環境づくりが重要と思います。
14	【Q28】 ・入学料は●●県の住民である場合、188,000円になります。 ・専攻科について、内部進学者の場合は、その他費用は6,520円になります。 ・大学院については、内部進学者の場合は、その他費用は12,790円になります。
15	入学金については、●●市在住者は141000円、その他の者は282,000円となります。
16	Q28Aについては、学納金の他に委託徴収金90,000円(父母会入会金60,000円、年会費20,000円及び同窓会費10,000円)が必要。 Q31C、Q32Cについては、父母会からの補助。
17	設問17(Q27-H):養護教諭一種課程の定員は定めていないため、2年次生の履修者数を記載しました。
18	Q27について、養護教諭一種課程の定員は定められていないため、3年生の履修者数を記載しました。
19	この調査は、回答した大学を公表されていますし、かなりの強制性をもって回答を求めている調査です。この回答結果は、「会員校のみならず、厚生労働省や文部科学省も活用されている」とあるように、私たちが回答するにあたっては正確なデータをもって回答できるように注意を払います。本調査の回答(依頼)先は、大学事務局へお願いいたします。調査項目の中で、教員側で持っているデータは、「14. 大学と実習施設等の教育連携について」です。他のデータのほとんどについて、事務局サイドが持ち合わせています。調査回答の依頼を学科長へ送られると、依頼先は学科長ですので、学科長(教員側)主体で事務局各所への確認を行う必然性が生じます。データ収集に時間もとられてしまいます。依頼先は事務局とし、そちらへご送付いただくと事務局主導で作業をされますし、調査は速やかに終了します。機械的に行われてよい内容だと思います。学科長へ依頼されるのではなく、事務局へご依頼いただき、大学(事務局)から回答できる仕組みにしてくださいませようお願いいたします。
20	Q31.C及びQ32.Cの補助の資金源は後援会。
21	・結果の公開及び国の施策への反映に使用してください

Q36. 本調査に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。	
22	Q35について、TAの就業は、本学ではコマ数換算しますので、年間総勤務日数の算出は難しく、総時間数ですと記入しやすいと思います。
23	Q31-33 大学から20km以上離れている所定地域の実習施設が助成対象。公共交通機関を利用した場合、大学からの実習施設最寄り駅・バス停までの交通費を半額とし、1日につき2,000円を上限に助成。自家用車を利用した場合、大学から実施施設までのガソリン代同等額(大学の基準で算出)とし、1日につき2,000円を上限に助成。有力宿泊施設に宿泊した場合、1泊につき3,000円を上限として助成(ただし助産師選択コースの宿泊費は無料)
24	Q27-H. 養護教諭一種の1学年の定員数について、養護教諭一種課程の定員は定めていないため、1年生の履修者数を記載した。 Q32-A. 保健師養成実習施設数について、●●市(政令指定都市)の保健所は、福祉事務所と保健所機能を併せ持つため、「その他」でカウントしている。
25	Q27のHの養護教諭一種の定員数につきましては、特に上限がないため記載しておりません。
26	Q31B・E、Q32B「非常勤教員・実習補助員の時間給」については、回答を控えさせていただきます。
27	Q27-Hの設問につきまして:養護教諭一種課程の定員は定めていないため、入学時に養護教諭一種免許状の資格取得を希望すると登録した人数を記載しております。(ですので、看護師資格取得に専念するため途中で辞退した学生や、単位が取得できなかったりGPAでのふるいにかかり、現時点では取得を目指していない学生の数も含まれております)
28	Q24-Bについて、発生の有無および内容については、公表しないこととしています。
29	助産別科に進学する学内出身者については、入学金を免除しています。(Q28)
30	毎年でなくてもよいのではないのでしょうか。
31	タクシー代金の補助は、大学だけではなく後援会からもある。
32	膨大な作業をありがとうございます。引き続き、どうぞよろしく願いたします。
33	【保健師課程:2024年度開講】 ※保健師課程は2022年度に新設し、現在学年進行中。
34	Q27-H 養護教諭一種課程の定員は定めていないため、2023年度1年生の履修希望者を記入しています。
35	調査対象が学部開設初年度の2023年になっているため、実習等を実施していないため準備しているものは記載しましたが、経費等は書きませんでした。